

第四十回 参議院農林水産委員会會議録第二十八号

昭和三十七年四月十三日(金曜日)
午後一時二十五分開会

出席者は左の通り。

委員長
理事

委員

堀原 茂嘉君
石谷 憲男君
櫻井 志郎君
安田 敏雄君

植垣 弥一郎君
岡村 文四郎君
木島 義夫君
重政 庸徳君
温水 三郎君
藤野 繁雄君
大森 創造君
戸叶 武君
天田 勝正君

政府委員

農林政務次官 中野 文門君
農林省振興局長 斎藤 誠君
農林省畜産局長 森 茂雄君
運輸省鉄道監督 高橋 末吉君
農林省農林局長 松岡 亮君
農林省農林技師 松岡 亮君

説明員

経済企画庁農林部 藤村 泰彦君
農林省農林局長 恩田 博君
農林省農林技師 松岡 亮君
農林省農林技師 松岡 亮君

常任委員
会専門員
安永城敏男君

本日の会議に付した案件
○畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農林水産政策に関する調査(農林水産省関係物資の国鉄貨物運賃等に関する件)
○農業機械化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(堀原茂嘉君) たいだいまから農林水産委員会を開会いたします。畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九三三、衆議院送付)を議題といたします。

○委員(藤野繁雄君) 厚生省の乳肉衛生課長恩田君が出席されております。

○委員(堀原茂嘉君) 厚生省の乳肉衛生課長恩田君が出席されております。

○委員(堀原茂嘉君) 最近牛乳が非常に加工品が多くなつてきておるわけですが、そこで、実際農家から業者が買うときには、脂肪率が三・三を基準にして上下あるわけですが、そういうのが市販される場合におきましては、一応白い牛乳でも脂肪率が二・五ぐらいに低下してしまふ、こういうことを聞いておるわけですが、さらにまた、最近では非常にジュースを入れたりあるいはコーヒーを入れたりというような工合で、加工品が盛んに多くなつてきておる。そういうことで、それらの加工品の脂肪率は二・五ぐらいしかない、こういうことを聞いておるわけですが、そういうような加工品がどんなに多く出てきたり、あるいはまた白い牛乳の脂肪率が低下する、というような問題は、特に最近牛乳は一日三合飲めば体質改善が三月ぐらいいける、こういうような工合に特に牛乳の需要というものは、非常に国民の食糧というように工合に重要視されてきておるわけですが、そういうような場合に、一体これらの取り締まりとい

いますか、公衆衛生の面から、これらに対する対策というものは厚生省では講じておるわけですか。

○説明員(恩田博君) 局長が参りまされたのでかりまして申し上げますが、農家から買ふときは脂肪が三・三あるようであるが、市販されるものの中には脂肪が二・五ぐらいに低下するものもあるようであるが、それは事実かどうか、これについて取り締まりをしていかうか、これについてどういふことが一つ、それからジュースとかあるいはコーヒーとかその他加工品に牛乳がまつている、そのものは脂肪が〇・五ぐらいいかないようであるが、これはどういふ取り締まりをいたしていかうか、こういうふうなことに承つておりますが、これについてお答えを申し上げます。

私どものほうでは、牛乳は脂肪が三・三以上あればよい、という工合で取り締まりをいたしてござります。それで脂肪が三・三あるものを買い集めた場合に、三・三ある牛乳を農家から買つてきました場合に、三・三

シマでいいために水を入れて三にす、こういうことが可能かといふと、そういうことができません。と、ほかに比重とか、あるいは酸度とかをきめまして、自然のままの状態を牛乳が販売されるように規格を作つておるのであります。ですから、かりに三・三のところに水を入れますと三・〇の牛乳を作りますならば、そのものは比重のほうで失格になる、こういうふうな規格になつておるのであります。ですから、三・三の牛乳と二・八の牛乳がかりにございしますならば、牛によりましてはそういうこともあり得るわけでございますので、そういうものをまぜまして三・〇あるいは三・一になるというふうな牛乳でございしますれば、それは規格におきまして合格する、こういうふうなことで規格ができておりますので、現在御指摘のようにな水を加えて薄めるというふうなことは、私のほうではたいたしません。それは存じておらないのでございします。そのように相当強く取り締まりをいたしておりますので、現在はそのようなことを聞いておりませんので、もしそういう事実がございましたら、相当厳重に処置をとりたいと考えております。

次にジュースであるとか、あるいはコーヒーでございしますとか、その他加工品についてたくさん牛乳が使われており、それに脂肪が非常に少ないものであるが、こういうことでございします、これらのものの原料である牛乳

は原則として脱脂乳を使つておりますので、脱脂乳の利用方法としてこれらを利用されてきたのでございします。あるいは最近になりますと、脱脂乳が不足を来しますために、脱脂乳でない普通の牛乳をまぜるものもあるかもしれませんが、原則的には脱脂乳の利用法として今日にきておりますので、このものについては一応脂肪が少ないということが原則でございします。これにつきましては、一応そういう特殊なものにつきましては、それなりの取り締まりをいたしておるものであります。しかしながら、色が白いものでございまして牛乳の形をいたしてあるものでございしますが、遠くから見ると、牛乳びんに入つておつて色が白いために牛乳であるというように見える牛乳類の、牛乳ではない、すなわち牛乳からしぼつてそのまま消毒した牛乳ではないが牛乳のようなもの、こういうふうなものがございしますが、それらにつきましては、全部規格は牛乳と同様の規格を当てはめまして取り締まりを厳重にいたしておるのが現状でございします。以上でございします。

○委員(堀原茂嘉君) 規格を定めて取り締まりをするというところですが、一体取り締まりの状況はどういふことであるか。ただ規格だけをきめて、あとはそのメーカーに回つていって、そうしてこれがある部分だけ規格に合格していればそれでいいんだ、こういうふうなことでやつておるわけですか。実際その規格に適合しているかどうかと

いうことを見る場合には、むしろメーカーにいてやるよりもこれが末端の小売りですね、小売りにいてそのびんの中に入っている牛乳を買って、これははれた金ですよ。それを持ってきてやったらもうすぐわかるじゃないですか。そういうことはやっていないのですか。

○説明員(恩田博君) 私どものほうの検査は前ふれをいたしませんで抜き取り検査でございますので、今御指摘のとおり、配達途中を収去いたしますこともございますし、店舗で収去いたしますこともございます。あるいは処理工場におきまして製品になりました直後を収去いたしますこともございます。なお、かつ牛乳工場に搬入されたときに検査いたしますこともあるのでございます。しかし一応私どもが非常に関心を持って検査いたしておりますのは、びんに詰められました客の手に渡る状態になりましたものを検査の対象としてやっておりますのでございます。それ以前の検査は主として指導という形で検査をいたしておりますのでございます。大体月に一回ぐらいずつは、各保健所等におきましてやっております。その報告は私どものほうへ全部集まるようなしきになっておるのでござい

ます。以上でございます。

○安田敏雄君 そこで、最近まあ私どもがよく車で牛乳を買って飲むわけなので、確かに白いのも、濃いのも自分で飲んでみまうと薄いのと濃いのがあるのがわかります。あっちこっちで飲んでみまうからね。それともう一つは、白い牛乳が早くなくなってしまうて、あとは加工品ですね、加工品しか残っております。しかもそれは値がはる

かに高い、こういうようなことで、非常に大衆としては迷惑しておるわけなんです。こういうような状態が一体、この点は畜産局長に聞きますけれども、牛乳の需要が多くなり過ぎて、そういうような方向へ間に合わないのかどうかという問題が一つと、それからもう一つは、その他の加工品へ回すためにどうしても白い牛乳がなくなっていくのか、こういう二つの問題が考えられるわけなんですけれども、こういう点はどうなっておりますのか。

○政府委員(森茂雄君) 普通牛乳が供給上少なくてというお話は、たまに御忠告を受けるわけでありまして、私どももいたしましては、まず普通牛乳を確保することが大事である、こういうようなことで、従来から極力そういう点の注意を特にメーカーに対していたしておるわけでありまして、今回の二月末の価格問題の際も嚴重にそういう点は、特に都府県におきまして、そういう点で、都府県の人も来てもらいまして、一緒に指導したわけでありまして、そういう意味でときどき、特に夏場等でそういう問題が持ち込まれる場合もあるわけでございますが、これらは主として、先ほどもお話しありまして、脱脂粉乳で加工処理をいたしておるわけでありまして、私どももいたしましては、非常に夏場で普通牛乳、なま乳の供給力が需要に合わない、こういう点で極力普通牛乳の確保に努めておりますが、やはり夏場は相当脱脂粉乳で補給しておる状況であります。そういう点で必ずしも絶対ないとは申し上げられませんが、十分注意をいたしておるわけでありまして、それから特に今御指摘の駅売りのものは弘済会

が一手に処理しておりますので、むしろ指導上からいいますと、やりやすいということでございます。

○安田敏雄君 次に、まだ問題がありまして、次に、厚生省のほうにお願いしたいのですけれども、実はなま乳を製乳にする過程において、まあ大体メーカーがこの点はやっておりますわけなんです。そういうことによつて生産者から一合五、六円を買ったものが実際に販売の過程にいきますと十六円以上になつてしまふ。まあ駅売りあたりでは十九円になつてしまふ。こういうふうな中で非常に幅が多いわけなんです。そこで、そういう問題をとりえたとときに、結局酪農の地帯において、酪農の組合がみずからその製乳の工程を自分が所有しておるならば、それを製乳して、そしてこれを市販のほうへ、まあどういう過程を通るかかわりませんけれども、回していくというこ

とになります。農家の手取りも多くなるといふ問題が出てくるわけなんです。ところが、現在の状態では、これが環境衛生といふ点で、そういうふうな面で嚴重な取り締まりを受けておるために、結局、酪農の主産地でもつてみずからそういう酪農家が設備を持つておるという問題が出てくるわけなんです。いばば簡易な処理工場ですか、そういうふうなものを持てない。これは一番何が原因になっておるかという点で、環境衛生といふ点で、厚生省の所管でありますから、そういう問題が容易には解決されない、こういうことにならうかと思つてござい

ます。それから、もつと簡易な方法でできるようなことは、厚生省としては考えておらないのですか。

○説明員(恩田博君) 生産地帯におきまして、牛乳を安く飲むために簡易な方法が何かないか、こういう御質問かと思つたが、私どものほうでもこの点につきましては、牛乳関係については食品衛生法の中に別に省令がありまして、規定が実はあるわけでございますが、そういう地帯につきましては、特別に簡易な方法を持ち得るようなことに規定が作られてあるのでございます。なお、簡易といふと、非常に管理が、何といふと、簡便といふふうにとられますけれども、一応消毒だけは完全にしておらう、こういう意味でございまして、小規模の施設、こういうふうなことで、現在まあ生産地の中心におきまして、消費者の敷からいいますならば二百人とかあるいは三百人とかいうくらいなところで間に合うような程度のものを、この三年前ごろから現地に参りまして指導いたしておるような事実が、実はあるのでございます。なお、最近酪農組合等も非常に大規模になりまして、大規模の規模のものがふえて参りましたので、何か私どもの考えておりましたものが伸び悩みになつておるような気がしないでもないのではありませんが、私どももいたしましては、生産地におきましては、小規模のものでやりますと、あまり経費をかけないで完全に消毒したものは、地元で飲んでもらつておけつこうだと、こういうふうな考えに入ればおけつこうだと、こういうふう

に考えて、今後ともその指導は続けるつもりでございます。

○安田敏雄君 私らの考えでは、酪農をやつておる農家の手取りがふえて、そして片方の国民大衆には安い値段で売られて、しかも、それが衛生上害をもたらさない、こういうようなことが、三者一体に行なわれなければならないと思つたわけなんです。そういう場合に、環境衛生のほうの許可権限あるいはまた、その他の取り締まりの権限、こういうようなものを厚生省が持つておるという点で、酪農の事情を十分認識しないままに、そういう許可の問題を厚生省が一方的にさばくというところを、私は問題もあるかと思つたわけなんです。そういう場合に、これは農林省の畜産局の出先機関なり、あるいはその地域の地方庁なり、そういうところと十分厚生省のほうで連絡をとつていけば、そういう小規模の処理の問題が、今後合理的に解決されていく。そういうことが達成されて、初めてそこに農家の手取りもふえていく、で、いろいろの問題が解決される端緒になるのではないかと、したがって従来、そういうような問題について、畜産当局との間において十分話し合いをしたことがあつたわけですか。

○説明員(恩田博君) 酪農の事情に非常に詳しい、実際酪農指導に当たつて、衛生の監督をしている畜産当局と、衛生の担当をしていられる厚生当局とが、もつと連絡を密にしてやつてくれという結論のようではございまして、この点につきましては、実は先ほどちよつと漏らしたのでございまして、私どものほうの行政は、ほとんど全部が知事の委任になっておるわけで、厚

生省で直接やっている仕事はほとんどないのでございます。そのために特別なそういう小規模のもの等につきましても、知事の承認事項で知事が許可をするということになっておりますので、この点つけ加えてお答え申し上げます。

それからこの問題につきましては、この規則が出たのが、一番初めこの問題にひっかりましたのが、昭和二十五年のことでございます。そのときからずっとこの問題につきましては、農林当局と折衝をいたしておりますが、その了解がつかずまして、この規則が出たのでございます。ですからこの問題につきましては、牛乳の規則が出た初めから農林当局と畜産当局と話し合いが進められて、今日に至っておりますのでございます。現場におきましては、いろいろの苦衷もあろうかと思ひますが、私のほうは努めてそういうことのないように、現場の気持を生かすようなふうな指導をいたしておりますのでございます。なお、今御指摘がございましたが、最近におきまして、これは場所としてはこの近県でございますが、ちょうど今お話しのような事態がございまして、小規模のものを作つたらいけないか、機械等につきましても、非常に当時からいたしますならば、当時というのは昭和二十五年ごろからいたしますならば、量産になつておりまして、小さい規模のものはたいへん格安になつておるようでございますので、おそらく現在、その計画をしておられます人たちが考えますよりも、相応しい規模でできるということに進んでいるところが、この近くにはあるのでございますが、そういうこと

とで私も、相談がありましたならば直接出向いて指導をしておる、こういう状況でございます。なおこのことにつきましては、畜産当局、農林省当局とも連絡を密にいたしまして、今までは連絡が密にいたしまして、今後はそういうことがございせんようにさらに連絡を密にいたしまして、片ちんばでないようなふうな保持にしたい、こう考えておるわけでございます。

○安田 農林省と今まで話し合つておるのだが、十分対策を講じたのだというふうなお話が、今、答弁の中にあつたわけですが、もしそうだとするならば、やはりそういうふうな処理の問題については、何かしら一定の標準となる基準をやはり両省で話し合つてきめて、そしてそういうふうなものの中で、知事が許可する場合においても、そういう何か標準になるものがないと、結局、知事の裁量というものが、どういう作用によつて、あるいはせつかく処理工場を作りた、い、これは許可しちやいかぬといふことがまわりのほうから圧力が来れば、これは許可しちやいかぬといふことにならざるを得ないような場合がきつとあるわけですね。ですから、そういうような問題に十分対処するため、従来よりも密にすることのほうがいいだろうと思ふ。というのは、私は、厚生省という省の内容はよく知りませんが、厚生省と農林省が牛乳を飲むことによつて体位がよくなるということになれば、問題は、豊富にして低廉な牛乳を国民にたくさん飲んでもらうということ、しかも幅広くたくさん飲んでもらうということが、これ

が国民体位の向上に資するゆゑなんですね。それを、そういうことをしないで高い牛乳を飲まして、そして今度、環境衛生の面からしぼりつけるということについては、これではその趣旨に大きく反して行くのではないかと、いうふうに思ふわけですね。特に今日十八円の牛乳を飲んで、そして十九円のおふろへ入つて、一家五人暮らしならば、月に五千元以上かかっちゃうですよ。おふろ代と牛乳代で五千元以上月にかつたら、これじゃ勤労大衆はどいうにもこうにもたまらぬわけなんですね。生活が成り立つていきません。ですからそういうことを考えたときに、は、どなか、特にこういう牛乳あたりをもっと幅を圧縮していく、生産者の要するに再生産ができるようないわけに牛乳をきめる、そしてメーカーのものうけというものを圧縮して、こういう建前をとらなければならぬと思ふわけなんですね。そういう意味で処理工場の問題をお聞きしたわけなんですね。ですから、今後とも十分と積極的に各地の主産地の状況を把握して、そしてその問題の解決をはかられたいといふことを要望しておきます。

○説明員(農林省) お答えいたします。これはなかなかむずかしい問題で、私も少しは複雑でございます。まず、御期待に沿うように部内で相談いたしまして努力いたしたいと考えております。

○安田 農林省、もう一つ、それから最近の傾向としては、東北あたりの山地の酪農家が牛を手離してやめていくという状況もある、それで大都市の付近の酪農家のほうがふえてくるという傾向が最近目立っております。ございませう。これはやはり起因するところはどこにあるかといふと、問題は乳価の問題なんです。乳価の問題がそういうような工合にさしてきつたわけなんですね。ですからこういう状態でございます。結局都市周辺の酪農家はどうかにか採算が合うけれども、僻地のほうに行つたら全然合わないという結果が出てきてしまふ。そうするとそのこと自体が、酪農自体の問題だからいいけれども、あるいは農家やメーカーの問題だからいいけれども、問題は国民の体位という問題を考えてときには、重大な問題になつてくるわけですね。ですからそういうような問題も、単に公衆衛生だけの関係で問題の処理を考へるということではなくて、やはりそういう大きな面から牛乳を確保するという面から、十分私は農林省との間において連絡をもつと強化していくように努めなければならぬと思ひますが、このういふ点について両省の御意見をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(農林省) 農林の手を離れた生乳が家庭に配給される場合の価格差の問題につきましては、私も特段重大な関心を持って処理して参るにございませう。対厚生省の問題でございますが、過去二十五年以来、先ほどお話がございましたが、たびたびいろいろな問題が起つてきておるわけでありませう。そのつど、農林省からいろいろ御要望も申し上げまして、ただ一点衛生上の点ではこれはまた重大な問題になりますので、許容し得る限りにおきまして認めて話をきめておるわけでありませう。牛乳の簡易処理施設につきましても、一時農村処理で奨励はやつて参つておるわけでありませう。今後安田先生のおっしゃる問題につきましては、私といたしましては、むしろ積極的に各酪農民の声を聞きまして、厚生省にまた私たちの見地から各衛生等のこととも考へて、積極的に厚生省と必要があれば交渉したい、積極的に食品衛生の観点から、あるいは栄養上の観点から需要を伸ばしていくという点も考へまして、積極的にそういう点は解決していきたいと思ひます。

○説明員(農林省) 先ほどから私のほうにいろいろの御要望があつたのでございませうが、今の畜産局長のお話もございまして、これは昭和二十九年でございますが、農山村地帯の牛乳の殺菌法についてという次官通知が出されておりますが、その後昭和三十年一月に農業協同組合等が設置する牛乳の集団飲用促進のための施設につき協力方依頼というものを、各都道府県の衛生部長に出したこともございませう。いろいろ相談をいたしているつもりであつたのでございませうが、御指摘のように円満にいつておらぬようだというふうな空気にございませうので、今後とも十分連絡をとりまして、間違ひのないようにいたしたいと思ひます。

○安田 農林省、最後に、これは要望事項でございますが、もつとほかに聞きたいこともあるわけですが、時間がありませんから、実は農業の基礎の整備だといつて構造改善事業をいろいろ推進しているわけでございますが、問題は、主産地形成をして、農畜産物がそこから大量にとられて、あるいは価格がある

程度保証されるようになって、やはり結局農業というものは、私の考えでも、問題は農畜産物というようなのは、果樹にしても、牛乳にしても、これは腐敗してしまうわけですから、あるいは天候に非常に左右される場合も出てくる。そういうことによつて、どうしてもこれを加工貯蔵するということがしなければ、農家の収入というものはふえてきません。構造改善というものによつて、農家の所得を増大させるというところに一つの柱を置いていくわけですから、そういう意味合いにおいて、農畜産物の加工貯蔵というものは絶対に構造改善については必要な条件なのです。そういう意味合いにおいて、今後系統資金としても相当大きな融資をするワケがあるようでございますが、そういうようなものを農家が使いやすいと、これを指導していくということが建前だと思つておきます。そういう意味合いにおいて、加工貯蔵の方向への農政を強力に展開していくということが必要ではないか、特に構造改善には必要ではないかということを私は感じているわけですが、そういうような方向に畜産関係のほうも推進していかなければならないと、私の本日の質問は、これで打ち切っておきます。

○天田勝正君 昨日も質問をいたしました、そのうちまだはつきりしていません。今度の事業だと、業務規模が拡大されて交付金もまた十億渡される、こういうようなことになって、それは学校給食に、牛乳で言えば、その事業に補助を与えるとかいろいろあるんですが、その相手方というのは法律

ではただそういう事業であらう事業というばく然たる文字を用いておるわけですが、どういふ団体なり、どういふ個人なり、あるいはどういふ業者なり、そういうものにこの補助を与えるのかその次の「指定助成対象事業」これにしても一体結局これは業者がやっ

てしまふのではないかと「農業団体が行なう多頭数飼育に伴う家畜飼養技術、経営技術の普及」これはどうも、どうやら農業団体らしいのでありますけれども、これには経営技術の普及とかそういうことになっておるから、まあ「検査機構の充実」こういうようなところにだんだん結びついていってしまつて、これはやはりちよつと農業従事者自身が直接にこの補助を受けられるというふうな感じがいたしますが、この点はちゃんと明らかに調べられておられたんですか。

○政府委員（森茂雄君） 第一の学校給食の問題でございますが、学校給食は従来どおり都道府県が計画いたしておりました。そういう対象学校に、都道府県と相談して、都道府県単位の学校給食会の要望に応じて、そして、それから実施して参りましたが、今後とも相手方といつたしましては、やはり学校給食の製品を配給したということ、そのメーカーに一合当たり三円七十銭を補助しているわけでありまして、この関係は対象としては従来どおりであります。それから指定対象事業といつたしましては、第一に技術指導関係でございますが、これは畜産関係の農業団体を対象にして技術あるいは指導方面の力の足りないところを充実して参る、こういうわけでありまして、すべて都道府県知事の意見を十分聞きまして処置して参りたいと思つておるわけであり

ます。それから保管流通段階の問題であります。最近全販連あるいは全購連、あるいは県単位の経済連、あるいは畜産関係の農業協同組合等におきましては、一番現在強く計画されておるものは、配合飼料工場の充実でありまして、なお食肉加工あるいはその冷蔵施設等の問題があるわけでありまして、私もこの問題については生産者団体あるいは生産者団体が過半数を占めまする法人に対して、それぞれの計画が企画された場合におきまして実施して参ろうというわけでありまして、そういうこととみずから資金であるいは普通銀行その他の金融機関で十分措置できる法人等につきましては対象にいたしておりません。まず生産物が処理される段階におきまして、従来非常に農業団体関係の流通分野におきます活動が十分でないため、いろいろ流通段階における価格差の問題が問題になっておりましたが、私もこの問題については、こういう制度もひとつそういう方面に意味あるように使つておることを指示して参りたいと思つておる。

○天田勝正君 なかなか説明が長いのですが、学校給食のほうは、また後に聞きますけれども、「指定助成対象事業」これをひとつ分解して聞きますが、「畜産物の冷蔵施設あるいは保管倉庫の設置」と、これは農業団体がやる場合にこれを補助するといふのか、そういう前提じゃなくて、業者がやるとだれがやると、こういう施設をするものには助成していこう、こういう

のか、これが一つ。それから飼料の「総合的展示、あるいは指導のための施設設置」と、こういうのは一体だれがやるのか。飼料メーカーがやるのか、そういうものとは全然別なものがやるのか、あるいは今度の事業団それ自体がやるのか、こういう関係、その点。

次は「農業団体が行なう多頭数飼育に伴う家畜飼養技術、経営技術の普及その他畜産物の品質、規格の向上をはかるための検査機構」というものもこの農業団体が行なうと、こう言つておられますから、全部下までその農業団体というものがかかってくるように感じられますけれども、この規格の向上をはかる検査機構というものは、一体事業団もまたやるのか、そういうことは農林省令において「助成対象事業の種類及び事業主体」というものの性格を規定する、こういう予定だと書いてあります。そうすると省令の事業主体の性格、こういうものは今のところどういふ範疇でこれを規定しようと思つておるのか、これを伺いたいと思つておる。

○政府委員（森茂雄君） 畜産物価格安定等に関するこの改正案の第三十八条第一項第六号の指定助成対象事業につきましては御質問であります。第一に加工処理冷蔵の事業といたしましては、農業者またはその組織する団体が一定割合以上の出資をする会社などが行なう畜産物加工処理冷蔵事業であります。

事業を対象といたしたいと考えているわけでありまして、それから試験研究展示普及の事業でございますが、公益法人が行なう畜産に関する試験研究展示普及の事業に対して行なわんとするものであります。なお、食肉製品に格づけに関する事業でございますが、これは公益法人が行なう乳製品または食肉の格づけ検査事業を対象といたしたいと考えております。

○天田勝正君 それでその一番初めの答弁によりますと、冷蔵施設、保管倉庫、そういうようなものは農業者の一定割合出資をした会社である、その一定割合というのはいくつのことですか。過半数ですか。

○政府委員（森茂雄君） 過半数を予定いたしておきます。

○天田勝正君 それじゃ、学校給食を質問しますが、結局従来も、給食用に渡した牛乳について業者に補助をするのだと、こういうわけですか。ここでもしよつちやう議論をされることは、一体、正しい牛乳といふか、正しい牛乳をわれわれは飲んでゐるか飲んでゐないか、年中これが議論になります。そうすると、業者に補助したのでは、はたして一定の品質が確保された牛乳が学校に渡されてゐるかどうかといふこともわからなくなつて参ります。そこで、ちよつと、きよう厚生省が来ておられますから、どちらから答弁を受けてもよろしいのですが、そういうものについては、抜き打ちか何かの検査をたびたびされますか、どうなんですか。ただ、補助だけはするけれども、一向、その品質が保持されているかどうかといふことは、野放しになつ

ているのですか、いかがです。

○説明員(恩田博君) 学校牛乳の品質につきましても、検査が厳重に行なわれておるかどうかといいことでございませうが、この件につきましても、学校牛乳の品質は、非常に重要な問題でございませうので、この検査は、非常に厳重に、かつ数多く実施をいたしております。

○天田勝正君 責任官庁は厚生省ですか、文部省ですか。

○説明員(恩田博君) 牛乳の品質につきましては、厚生省が責任を持ってやっております。

○天田勝正君 品質は、われわれしろとだから、品質についての内容をとにかく言いませんが、基準もあると思ひますが、その基準で、全部合格されておりますか。

○説明員(恩田博君) 学校牛乳の大体の状況をちょっと申し上げますが、生産者から生産された牛乳は、いち早く冷却をいたしております。学校牛乳のは、しるしをつけまして、それを学校が必要とする時刻までずっと冷却を保っております。必要とする時刻に間に合うように消毒をいたします。

それで、土地によりましては、冷やさないで、消毒したまま、熱いものをそのまま持つていくところもございませう。東京及びその付近は、熱いものをそのまま出す施設がございませうので、当然冷やしてしまします施設でございませうので、それは、学校が何時に持つてこいというときに、すぐ、消毒する施設から出しまして、そのまま届ける。ですから、工場に学校給食用として搬入された牛乳が、学校給食用に入りましますの間は、非常に時間

が短くなつておるのでございませう。その間に持つてきた牛乳、農家から搬入された牛乳になるわけではございませうが、その牛乳と、搬出されたときの牛乳、学校におきまして配給される牛乳とにつきまして、毎日というわけにも参りませうので、大体、十日に一ぺんでございませうとか、あるいは一週間に一ぺんでございませうとか、抜き取り検査をいたしまして検査をいたしておりますが、現在までは事故はございませう。規格にはずれた牛乳もございませう。もし規格にはずれた牛乳がございませうならば、学校に搬入する前に、いい牛乳と取りかえる、こういうことになるわけではございませう。ですから、現在までにおきましては、そういう牛乳は一応ないのでございませう。以上でございませう。

○天田勝正君 よくわかりました。ところが、この学校給食は僻地まで今日行なわれているので、そういうところへ厚生省が全部出張していくというところは、至難であらうと思うのです。そうしますと、大都市を離れたところにおいては、どういう機関で、実際には検査されているのですか。

○説明員(恩田博君) 厚生省は、先ほどちょっと申し上げましたのでございませうが、直接機関ではございませうで、全部知事に委任しておりますので、現場におきましては、保健所が全部やるわけではございませう。それで、山の非常におきましては、脱脂粉乳というものがございませうので、それらが別用されているわけではございませう。しかし生乳、いわゆる牛乳を飲みたいというところにおきましては、そういう形態で検査をして、非常に安全

なものとして利用されているのでございませう。

なお、申しおりましたが、学校給食用の容器につきましては、学校給食用という札をつけまして、だれにもわかるようにいたしまして、ほかの用途には一切使わない。こういうふうな區別をいたして、厳重に監視をいたしていただいております。以上でございませう。

○天田勝正君 よくわかりました。畜産局長に聞きますが、この業者というのは、たとえば郡単位ぐらいの業者もありまうし、いろいろ大中小取り混ぜてあると思う。どういう業者を入れるのかというの、それだけの学校にまかせて、それでこの業者から取りまう、あるいは実際に酪農協同組合、そういう団体から取りまう、いろいろ希望を言わせるならば、あると思うのです。学校給食会の指定した業者とか団体、そういうものには、どこでもこの補助を与えるのですか。

○政府委員(森田雄君) まず、農林省といたしましては、都道府県からの予定申請といひますか、予定見込みを取りまして、そして牛乳の数量をきめて、指示しております。これは、特に一合三円七十銭の補助がつきますものであります。で、メーカーの選択の問題でございませうが、これは都道府県内で、あるいは学校側と相談をして、都道府県と学校側の意見できめていただいております。一定の手続を経まして、そして現在、これは予算による補助でございませうので、財政法の規定によりまして、厳格な手続を経て、補給金が配給後出る、こういうことでございませう。

補助のやり方として、メーカーとかあるいは学校とか、あるいは生産者団体とか、いろいろ方法が考えられますが、一応、各都道府県の御意見では、配給後を受けた数量とメーカーが出した数量をちゃんと確認をいたしまして、財政法の規定によりまして、処理いたしております。先ほど申し上げましたが、メーカーのうちに大メーカーも含まれておりますが、中小のメーカーがほとんどであります。そのうちに農協もございませう。

○天田勝正君 最後に、一点聞きますが、この提出された資料、これを見ますと、昭和三十七年二月、三月、値上げ前、値上げ後というのが、生産者、卸、小売、こういう段階ごとに分配額及び分配率が出ております。そこでまずお聞きするのは、この価格というのは、算術平均したものでしたか。年間の価格なんかじゃ、算術平均したのと、加重平均したのじゃ、おそろしく違ふという事があるのですけれども、これはどういう内容のものでしたか。

○政府委員(森田雄君) 本日提出いたしました資料の三枚目の牛乳流通段階別価格及び分配率でございませうが、注の三に書かれてありますように、東京都を対象とした価格でございませう。算術平均ではなくてそのものずばりでございませう。

○天田勝正君 そこで、私はむしろ質問というより、政府側に今急に要望するんじやなくて、かねがね要望しておったことなんです、分配率を見ると生産者が三九・五%、卸売者が二五・

五%、小売が三五%、こういうふうな分配率を見ると、まあややその各段階に妥当ななという錯覚に陥ると思ひます。これは錯覚なんです。私が常に指摘することは、この生産のほうの三九・五%というのは確かに売り値なんです。価格なんです。それで、それが確かに取得価格だということなら取得価格だけれども、その内容は全部卸、小売とそれによつて違ふんです。ことに生産者の場合は労働賃金に对应すべきようなものはこれは別として、そのほかに生産費というものがかかつておる。現に農林省で調べたところでは、

も、おそろしく一頭飼育の場合は黒となる、二頭の場合は赤となる、三頭の場合はやや黒になる。以下だんだん黒字になつてくるということだと思ひます。この一頭の場合は、何かわからぬうちにちょっと片手間というやうなところとちよと片手間と片がついてしまふ。こういうところから、一頭は黒、二頭は赤、三頭は赤字か黒字かの中間をうろついている、以下だんだん黒字になる、こういうことです。ですから、おそろしく手間になるのは今日十五頭くらい飼わないと、とてもどうやらということにはいけません。したがって、その六円三十二銭の手取価格には違ひないけれども、これを労働賃金の部分として見るならばおそろしく一円くらいのはずであります。ところが今度小売価格の、小売の価格差である五円六十銭というのを見れば、このほうは全部労働賃金に値する分である。だから、比較すれば一円対五円六十銭で比較しなければだめなんです。卸の場合にはやはり同様に一円対四円八

で準備がありましたから、今でもあるのだと思います。この問題は、主要農作物の価格の問題、特に生産者の手取りと、消費者の買い値、その間におけるところのいろいろな矛盾、これを是正するというのが、今の一番大きな問題だと思いますが、やはり私は、特に牛乳の問題にしろますと、十六円の問題段だいたしますと、やはり八円は農家に渡らなければいけないと思います。これは今までの悪慣習の上に積み上げて、それであとのほうが先ほど説明がありましたように、生産者と農家と末端の小売のほうに回してメーカーは取らないと言いますが、それはあとのほうのちよとした値上げの配分であつて、根本的な分配のあり方に對してメスが入っていないのですが、農林省といたしましては、ところによつて若干の相違はあるでしょうが、やはり末端の小売値段の半分は生産者である農家に渡すべきであるという原則を当分確立できないかどうか、それを承りたい。

○政府委員(森茂雄君) 牛乳の生産者から小売に至るまでの間のマージンの問題でありますが、實際上の問題といたしまして、私どもも酪農民の生産価格を、特に牛乳の問題につきましては、生産加工の観点から申ししまして、また現在労働報酬の手取りの点からも申しまして、不十分な状況で

ですが、そうすると店でもって平均二

ありますので、常にそれについては頭を痛めているわけでありまして。弁解するわけじゃございませんけれども、かつて牛乳の乱売戦といいますが、販路拡充等の歴史的なこともございまして、率直にへたな言葉で言いますと、小売屋は非常に強い態勢があるわけでありまして。必ずしも、私も指導しておりますが、性質上非常にいろいろな複雑な問題があるわけでありまして。段階を極力少なくして、そうして卸しと小売のマージンと、それから酪農家がメーカーに売る段階につきましては、先ほど申し上げました生産者関係につきましては、特に共販態勢を今年度一せいに呼びかけまして、そうして実際の取引価格について十分両方側の意見を聞いて生乳の生産加工に努めて参りたい、そのために一千余万円の予算をも組んだわけでございます。

外国の例につきましては、後日また提出いたしますが、アメリカの農務省の調査でだいたいまつておられますのは、メーカーの出し値が一合にいたしまして十三円四十銭、小売価格は十七円四十銭、換算いたしますと、程度となっております。小売マージンは四円程度であります。これは私どももいたしまして、わが国と比べて国民の飲用規模が大きくて、また大型の容器による販売、それから店頭売りの割合が大きい、それから家庭における冷蔵庫の普及などによる大量な購入等によって、労働の生産性が高いことによつて販売の経費が少ないということではございますけれども、やはり外国等におきましては、これはほんとうの主食でございます。それだけに各国におきまして、いろいろな補助政策なり徹

底した政策をとっておるわけでありまして。今後牛乳の家庭における重要性にかんがみまして、私どももいたしましては、むしろ小売の組合の中へ入って、そうして十分懇談的にもいろいろ点につきまして団体の御協力を仰いでいきたいと思つております。一番むずかしいのは、やはり小売段階の流通改善であります。

○戸叶武君 問題は、確かに一番むずかしい点は小売だと言われておりますが、小売は平均どのくらいの量を取り扱っておりますか。

○政府委員(森茂雄君) 大体平均一日当たり二千七百本配達いたしておるわけでありまして。

○天田勝正君 ちよつと。私は質疑は終えたつもりですが、どうも今の畜産局長の戸叶さんの質問に対する答弁を聞くと、また心配になってきた。それはアメリカの小売マージンとこつちの小売マージンをそう単純に比較されちゃ困る。国民の一人当たりの所得は大体アメリカは十二倍、だから小売マージンも多からうし、卸し売りも多からうし、生産も多からう、そんなことは当たりまえです。問題は貧乏な日本において、全体の価格のうちどういう配分をするか、それを比較してわなければならない。ですから牛乳は外国、アメリカの販売価格より日本の販売価格のほうが低くしたい、低くしなければ消費者は十分使えないのですから。その低い価格のうちで、要するに手間分です。労働賃金に当たる分を比較すればいい。単純に私はわかんと思ふ。生産者の方が六円三十二銭に売つたて、平均すれば一円くらいです、実際。それが労働賃金に対応する

分です。卸売のほうはどういうことになるかという、要するに生産費といふものは二円八十六銭。その生産費の二円八十六銭のうちには、使つておる労働賃金も入つておるんですよ。ところが、取りまゑ四円八銭でありますから、労働賃金を全部差し引いても業者の完全なる利潤、それが一円二十二銭、こういうことになる。これは利潤です。手間分を差し引いた後のことです。おおよその見当ですが、そうすると、今度は店頭並びに配達という場合、大体配達の場合は二円かかります。冷蔵庫にもちよつと入れておかなければいけないし、配達に持つて出る手間もある。そうすると、その分が三円六十銭。店頭の場合は一円ですから、四円六十銭になる。その配分率を若干直したから私はまあけっこうだと、こう申しているんですけども、貧乏な日本では、外国のマージンがどうだといへば、小売りマージンだけを擁護するような結果に陥りますよ。生産者の、ことに貧乏が、酪農ででも息をついていこう、ことに御説明でも、所得倍増の成長の中心的な部門だと、こういうことを農林省も説明されておるのです。ですから、農業者の立場のほうからいけば、もともとと擁護してもらわなければならないのですから、私はこれは答弁を求めようというのじゃない。そういう観点にひとつ立つてもらわないと、ことに零細農の日本なんかじゃ、農業者は立つ瀬がないというところを申し上げておきたいと思ひます。

○戸叶武君 その二千七百本ですが、これは何軒くらいに配られていますか。平均二千七百本。そういうものは

統計とおつておられません。一軒でも三本も四本も取るところは、このごろはさらにできていふと思ひます。それがわからなければ、小売り店でこのごろはオートバイなり小型自動車で配つておられますが、その配達に幾人くらいの人を使つておられますか。二千七百本を配るのに。

○政府委員(森茂雄君) いろいろ規模によつて、店舗によつて違ひますが、大体平均的に見まして、先ほど申し上げました一日販売量二千六百本から三千本程度が一日の経営といひます。販売規模でございまして。第二に、従業員をどのくらい持つておるかという点でございまして、社長といひますか、店主といひますか、それが一、それから主任が一、女事務員が一、配達人が六名ないし七名というのが、大体の平均の状況であります。こういう点で主として最近における状況といたしまして目立って上がつていふものは、配達人の人件費が一か年に二五以上上がつておる。それからあとは建物費等である。主力をなすのはやはり人件費といふことで、私も内容を洗つた結果は、一部米代とかそれから小さいものがありますけれども、大きい因子はやはり人件費でございまして。

○戸叶武君 その労賃は平均どのくらいになっておりますか。配達の労賃は。

○政府委員(森茂雄君) 一本当たり単価で私どものおさえたのは、三円三十九銭ないし三円二十四銭ぐらいの、いろいろ内容を洗つてみたのですが、そういう程度の人件費を見込んでおります。

○戸叶武君 こいらいに問題があるん

ですが、そうすると店でもって平均二千六百本ないし三千本といふと、四十万ないし五十万の収入があるんです。これは私はこまかくもう少し検討して、もういいたいと思ふんですが、一本当たり三円三十九銭というの、もういぶん高いと思ひます。それから関東と関西と比べると、関西のほうの小売のボス組織が伸びているんです。大阪、神戸なんかでは弱っているんです。これは私はいろいろな手づるをもつて調べたことがあります。お役所でもどうぞ調べてもらいたい。そのときには、とにかく淡路島からメーカーのところへ六円入つて、しかもメーカーから小売に渡すときは九円です。九円で渡したときに、今度は大阪、神戸では十四円ないし十五円で売られていふ段階です。なんと、九円から十四円ないし十五円というのは、五円ないし六円の幅があるわけなんです。ところが、最近はその方向へ関東も来つたところの、関東で私のところの宇都宮では先般までは十円牛乳で確保した段階にあった。農家から四円五十銭ないし五円三十銭ぐらいで買つても、そうして十円でも売れたんです。やつていたんです。そういうのに、東京のほうではほとんど値上げブームに乗つて、これは外国では主食だといふのが、日本でも主食になりつつあるんです。政府も主食にしようといふかまえてやつていふんです。その事業に対して私は政府の取組む方というものが少し生ぬるいと思ふ。それで、特に小売り段階に対しては、ほんとうに一合当たり幾らの請負でなつていふのか、それとも人件費はどうなつていふのか、それから店

舗の關係はどうなっているのか、そういう業態を正確に把握してもらいたい。そうでないと、日本の今の零細企業というのを擁護しなければならぬという名のもとに、先ほど天田さんが指摘したように、実際は不当なボス支配によって、働く労働者よりも、とにかく店舗の権利を持っている者、そういう者が非常に吸い上げをやっているんです。だから、これの売り上げの問題に対して、これをほんとうに勘定して

ごらん下さい、三円三十九銭だと、一人が何本担当しているか、それを見ると、非常に高い労働力になってしまふと思う。一体一人でもってどのくらい配達できるかと思つてみますか。六人ないし七人というの疑問の数があると考えられませんか。このごろはみんな小型の簡単な安い自動車で配って歩いてるんです。そんなに私は労働力を必要としないと思つておられますが、農林省のほうではどう見ておられますか。数字のつかみ方がおかしいですよ。昔と違つて、このごろは幌みたいな簡単な小型自動車でタッタッタと配って歩いてるんですから。

○政府委員(森茂雄君) もつと私も突っ込んで勉強する必要がありますと思つて、ただいま申し上げる私どもの検討した資料では、六、七人に対して二千六、七百人から三千本でございまして、五百本程度ということでございます。

○天田勝正君 関連。どうもその農林省の不勉強はいやになつちやうたね。私のほうが教えますよ、そんなことは。あれね、牛乳配達というものは昔一あさで一本ぐらいしか取らない時代でも、二百本以上配達した、どんな

ことをしても。それでこのごろみたい町へ来るという一軒で二本も三本もあれば、どんなに少なくても四百本、ちよつとの連中は五百本あれば、もう場所によつては、東京みたいに混んでないのですよ、われわれの田舎町でもそんなんです。五百本は絶対配達できるのです。しかもアルバイトみたいな連中を使つてゐるので、業者は。それで今のあなたのおっしゃるとおりを数字ではじいても、一人当たり千五百三十幾円ですね、毎日月給を払わなくちゃならない。現実にはそんな金を払つてゐませんか、あなた。半分だつて払つてゐませんか。これが実情だ。だから小売商云々というけれども、それは働いてゐる者をちよつともいじめることにはならないのだと思つて、二五%しか上がらないというものは、結局何です、二十七、八銭上げれば用が足りるのです。しかるところでしよう、実際は三円三十九銭も上がつて、その幅は全部それは業者のよけいなものになつてゐるのです。

僕は農林省でどういふ調査をされたか知りませんが、業者の言ひ分だけですよ。どうして配達する者に千五百円以上の給料をくれている者があつて、冗談じゃないですよ。

○政府委員(森茂雄君) 先ほど申し上げました人件費というものは社長一名、主任一名、女事務員一名、配達人が六名ないし七名でございまして、したがうて、社長なり主任なりも突っ込んでの話でございまして、配達人六人で三円三十九銭ないし三円二十四銭でございまして、したがうてその分け取りということになります、最近におきまして非常に申しております

は、なかなか牛乳配達を募集してもなかなかないということでありまして、私どももなお突っ込んで勉強いたしたいと思つております。

○天田勝正君 関連。またそういうことをおっしゃるけれども、私が突っ込むといふとそれはどうだと言つても、それだといふの配達人に千三百五十幾円払うということになつてしまふんです。あなたのその数字から言つていって、店主のほうはもつとずつと高く見てもそういうことになりまして、計算してごらん下さい、あなた。牛乳配達がつぱり集まらないといふのは千三百円くれないからです。千三百五十円くれないから、あなた、牛乳配達なんか幾らでも集まります。だからその業者の言ひ分だけ言わんで、働く者にはたんとやつて、生産者にももうちつと配分をよくして十分できるのですから、もつと行政指導を強力にやつてもらいたい。

○戸叶武君 農林省は数字にどうも弱くていけないと思つてゐる。これは池田さんに話をすればすぐわかると思つて、とにかく三円三十九銭で五百本として、そうすると一カ月には四万六千七百七十円になります。だからそれは店主までひくつてみただけでも、どういふ配分になつてゐるかというのを調べて下さい、一本に對して、こんなばかげた、今の小売商というのは、大阪、神戸では暴力を伴うようなので、うっかりメーカールなん

か手がつけられないとまで言つてゐました。これは全やぐさの世界の支配に私はわれわれの主たるべきものの配給機構が握られてゐるというような

状態なら、政府は警察でも何でも握つてゐるんじゃないか。それでいてそういうお互いに弱点を持つてゐるから、小売をつければ、メーカールがうんともうけてゐるということがわかつてゐるから、メーカールは簡単な設備によつて、低溫殺菌などといったつて簡単です、大量的なやり方なんです、それをつつかるから、それだから弱者をいじめる、といつても弱くなんかない、組織というか、ボス組織といふものが警察すらもこわがつて手がつけれないといふところに、メーカールも弱点を持つてゐる、小売に手をつけるとメーカールもつかれる、そうしてアベック闘争で、このやぐさの世界みたいなもの、このメーカールのごまかしで、

そうしてしわ寄せが農民の中へきてゐる、これが実態ですよ。私はこんなような形において、ほんとうに日本の牛乳需要が伸び悩んでゐるのは、アメリカと同じような値段に上つてしまつたが、アメリカの諸物価といふものは日本から見ればみな少し高い、日本のほうが安いじゃないか。労賃は日本より八倍、九倍取つてゐるじゃないか。アメリカはアメリカ並みに牛乳の値段をつり上げてしまつて、そうしてアメリカより八分の一か九分の一しか取らないような労賃、それ以下なんだ。今度ば農民は底へたきつておいて、こ

ういふ矛盾、こつちういふ矛盾を突かないで、生産者をいじめ抜き、それから消費者にはアメリカ並みの高い牛乳を売りつけるというやり方であつては、どうしてこれが伸びますか、牛乳需要が伸びますか。需要を伸ばすという要請と、この生産と消費との間の流通機

構の矛盾といふものをいち早くつかんで、これを是正するといふ二つの題目で今農政が立ち上がつてゐるのを知つていながら一つだつて、中途半端でまともに取組んでないじゃないですか。こつちういふ状態を等閑に付しておいて、酪農振興だ、何だといつたつて、これはこの矛盾の上にさらに増大がなされるだけであつて、この今の反省なしに、独占資本の大メーカールの一種のカルテル組織の矛盾と、その下におけるところのこの小売商が持つてゐる旧來の非常な古い形のボス組織とのアベック闘争によつて生産者と消費者が迷惑を受けてゐる、これが実態なんです。この実態に對してメスを入れることを避けて、どんな屋上屋を建てるような法律を作つてみたつて、そういう矛盾を増大してゆくだけであつて、何

ら私は酪農振興には貢献するところが少ないと思つて、もちろんそれによつて取替をほしいままにするのは、今までの流通機構における矛盾の中に蟠踞してゐるところの旧來の組織形態といふものがますます太つてゆくことになるのだと思つて、私は今までしばらく政府のやり方をながめていたんだが、まともにはんとうに畜産の問題と取組んでゐるのか、畜産の問題を奨励すると稱して河野農政のもとにおいて河野農政に結びついてゐるところの一個のボス組織といふものを育成するためにだけ國家の金を乱用しようとしてゐるのか、非常にその点が疑問な節があるの

で、もう少しこの問題に對しても、私はこの小売の問題から、このメーカールの問題からメスを入れなければならぬと思ひますが、もう少し流通機構のあり方というものは、一番末端にお

ける配給機構のあり方の正しき姿というものを私は手にとつて見たいと思つて、五年度があるのを申し上げますが、集

つまでもこんな大まかな議論をやつて

る配給機構のあり方の正しき姿というものを私は作り上げなければ何にもならないんです。そのデータを要求してあるんだが、どうも今までの畜産局長の答弁では、これはとても論議にならない、これはほんとうに論議にならない。私はもう少し正確に今の流通機構をどう是正するか材料になるような、今の牛乳を配達するところの末端の配達機構の矛盾というものを、われわれが鏡に照らしてすぐわかるような具体的なやはり統計というものがなければ、抽象論によつて、これはどうします、こうします、慎重にやりますと言つたつて、もうそんなことはこの六年、七年やつてきて何にもならないんだから、それをも少しそろえてもらいたいと思いますが、畜産局長、早急にそろえてくれませんか。

○政府委員(森茂雄君) 流通段階、特に小売、卸売の間の関係等につきましても複雑な事情のあることは戸叶先生よく御承知で、私もといたしまして、こういふ、生産者と配給段階における公平な分配につきまして、ひしひしと現在感じておられるわけでありまして、合理的な配分が行なわれるよう、特に現在複雑な流通関係、特に小売関係につきまして、強い考え方で臨みたいと考えています。

○戸叶武君 四大メーカーなり何なりが牛乳を取り扱う量というのはどんな工合になつてゐるのか。

○政府委員(森茂雄君) 現在では約七五%でございます。

○戸叶武君 七五%がどんな振り合ひになつておりますか。

○政府委員(森茂雄君) 正確な数字といたしましては、ここに手持ちに三十

五年度があるので申し上げますが、集乳量、百七十七万九千トンが全国の集乳量であります。そのうち四社分が三十五年度では、百八十八千トンでございます。したがって、三十五年度の度では六一・一%でございます。全国の集計に對しましての集乳量は、その四社の割合でございますが、六一・一%のうち、明治乳業が、六一・一%に對してははなして、全体に對しまして一九・一%、三十五年度の実績でございます。森永乳業が一六・三%、雪印乳業が二二%、協同乳業が三・七%であります。

○戸叶武君 それで、このメーカーのほうの処理費というものは、一合当たりどのくらい考へてはじき出してござりますか、主として低温殺菌や何か。メーカーの、流通過程におきましては、今度だと、五円八十一銭から九円九十銭という、あれですがね。

○政府委員(森茂雄君) きよう提出いたしました価格差の欄の卸売価格というものがメーカーの出し値でございます。したがって、その欄の四円〇八となつておられますが、その欄の四円〇八取つてから小売に渡す間の全部の合当たりの経費並びに利潤全部含んだものでござります。

○戸叶武君 ここではだれが見ても非常に大量な処理なんですか。私は、たいへんなマージンだと思つてゐるのです、これに對するつき方というものは……私はこの機会に、ほんとうに委員会の審議なり、審議を權威あらしめようとするならば、メーカー側も呼び、それから農家、生産農民も呼び、それから小売業者の代表も呼んでじっくり私はやらないとだめだと思つてい

つてもこんな大まかな議論をやつていたのでは、いつまでたつても流通機構の改善というものはできません。大体メーカーのほうで経費として換算しているものは、この一合当たり四円九銭ですが、どういふものが換算されておるのか、メーカーとしての経費は、○政府委員(森茂雄君) ただいま押えておきます数字で申し上げます。集荷費として三十六銭、包装梱包費五十銭、労務費五十八銭、これは百八十八で、一合当たりでございます。燃料費十五銭、消耗品費八銭、減価償却費二十四銭、その他の経費として三十八銭。

○戸叶武君 その他の三十八銭というのは、その他にどういふものが見込まれておられます、具体的な例として一、二。

○政府委員(森茂雄君) 今調べて御報告申し上げますが、全部読ましていたの経費までで小計していただきたまは、それを製造経費といたしまして一円四十三銭であります。さらに加へるに、一般管理販売費として一円三十四銭、集荷費と包装のほうの三十六銭と五十銭のほうは外にいたしまして、労務費から、燃料費、消耗品費、減価償却費、その他の経費、これを合算せまして製造経費といふことでカッコにくくつていただきます、それが、全部が製造に關する経費でありまして、しめすと一円四十三銭でございます。そのほかに一般管理販売費、製造経費に對しましてさらに一般管理販売費として一円三十四銭、それから利子割引料二十五銭、それに原料乳代平均六円三十二銭、加えて締めますと十円二

十銭であります。以上が大体の内訳別の経費の概要であります。

○戸叶武君 原料乳代が六円三十二銭ですか、これは今、一合五円で買つた六円五十銭で買つたりしてゐるから、それを平均したものでしょうか。この輸送関係の費用はどことが担当してゐるんですか。この集荷費の中へ入つておるわけですか。集荷費、これはメーカーのほうが入つてゐるわけですね。それから、小売店のほうに運ぶ輸送料はどつちががはつてゐるんですか、メーカーから小売のほうへは輸送料。

○政府委員(森茂雄君) この欄、ただいま申し上げました説明の欄では一円三十四銭の内訳とお考へになつて差しつかえないです。一般管理販売費として申し上げました一円三十四銭でありまして、その中へ販売費といひますか、配達店舗まで届ける費用を入れてあります。

○戸叶武君 そうすると、いよいよメーカーにも一つの問題があります。これは数字でこまかくはじけばわかりますように、この減価償却の問題なり、あるいは利子割引料なり、そういう問題も、私から入るよりはひとつ役所でそろばん出して見て下さい。そのほか、さつき言つた製造経費の中のその他の問題でも、今すぐどうこうというのはいふからなと思ひますが、その他といふものは具体的にどういふものか、そういうものもやはり私は見てもらいたいと思ひます。それから燃料費の十五銭なんてのは、あれだけの大量にやる燃料費としては、私たちがやはり合点がいきません。そういう点にひとつ、これはこの機会を逸する

と、なかなか私はメスが入れられないから、この機会に十分役所が資料を集めてもらいたい。そうしないと、いつまでたつても日本の流通機構の矛盾というものは正できません。そういう観点からいたしまして、これから小売段階、それから、びんの破損は、あれは小売店ががかるんですか。メーカーから小売に行つて、小売から末端の消費者のところへ渡るまでの間にできる……。

○政府委員(森茂雄君) 取引慣習といひますか、話し合ひで大体折半になつております。

○戸叶武君 大体破損というものはどのくらいの率になつてますか。大したことではないと思ひますが、全体のあれとしては。

○政府委員(森茂雄君) ちょっとわかりませんが、係のほうからの話によりまして二%ぐらいじゃないかと、今ちょっと数字を持っております。

○戸叶武君 このごろのびんは、昔のようには割れないようになってますので、三%なんてないと思ひます。やっぱりそういうようなもののはじき出し方にも、まあ正確には数字でないでしょうからしませんが、いろいろなところでごまかしができるというふうなシステムになつてゐるんだと思ひます。

で、問題はやはり私は、酪農奨励というからは、米麦本位から国民の食生活の嗜好というものも動物性蛋白質をとらうという形における、牛乳も飲む、肉も食べよう、肉や牛乳を飲むと、やはりパンも食べなくちゃならぬ、それには果物も食べなくちゃならないといふふに、この教年間における食生活の革命というの、日本の革

命の中で最も大きな革命だと思ふんです。私たちは今、日本の食生活の革命と農業革命のあらしの中にあるんです。この革命にどう対処していくかというものが、この近代農政の私にかまえたと思ふんです。それでそういう点からいまして、たとえば牛乳屋だつて、今のような牛乳屋という考え方をだけ守っている必要はないと思ひます。米屋だつて気のきいたやつ見てごらんさい。みんなパン配っています。牛乳とパンはつきものじゃないですか。注文とって牛乳と一緒にパンを載せていくというのはどが悪い。外国だつて牛乳だけやつて、いつもな張りだけ守つていけばえらいもうけで、一つも新しい態勢に順応するだけの販売組織というものができていない。それからメーカーのほうも考えなくちゃならないのは、東京は世界のマンモス都市です。ニューヨークや、ロンドン以上に人間がいる。人間は消費者群です。このあるところに、動め人なりアパートなりというところに、そこに簡単に消費組合や、消費組合でなくとも、ロンドンにあるようなコーナリーの小売店ならば小売店のところへばつと大量におろしてあげば、そこに取りにいけば、少なくとも三円五十銭のびんだつて三円ぐらいに安くなるはずなんです。安くならなければならぬはずなんです。大きなやつでがごと、大びんもくそもあったものじゃない。大どころへおろしてあげばいいのですから。そういうものも何か今までのなわ張りを持つている小売業者にけつをまくられたらメーカーはどうしようもな

い、自分自身が弱点を持っているから、けつをまくられたら、おれのほうにしわ寄せするのと言われたら、縮み上がつて手のつけようもない。こういう悪因縁というものは切斷しなければならぬ。牛乳はもはや大衆のものです。牛乳屋と称するメーカー、牛乳店と称する小売店の独占物じゃないんです。これを生産者と消費者の手によつてその利益を守る機構が政府なんです。この大きな革命の中において、生産者と消費者の利益を守るためのこの流通機構の技術的な改正というものができないようでは、役所がどうかしている。そういう意味では、それをやらせるには、どういふところへ金輪をはめたらいいかといふ、長野の農民がすでにのろしを上げていっているように、十六円の場合においては、それは半分は生産者に返せ、生産者によこせ。生産費、労働みなひくくめられたもの、生ういうことがばざりとしまれば、大体の半分以上の基準がきまれば、そのあとの半分においてやつていくのには、どうこれを合理的にしたらいいかといふことが、メーカーと小売店において今度はほんとうに頭で考える。ところが考えないのだ、今、どうやつてつかみ取ろうかといふこのなわ張り、蟻蟻しての私はつかみ取りくらだ。それに乗つて役所の農政というのが行なわれているのは情けない次第なんでも、まず畜産局長に、これは河野さんでも出してこなければ、畜産局長では荷が重いと思ふんですが、とにかく末端の消費者に渡る価格の半分は農民のほうへ外国並みに返すように努力したいというぐらゐ、その発言ができないうちは、とうせんばするのじゃないの

ですけれども、私はこの問題に対しては応ぜられない。そういうものをびしつときめなければ、この流通機構の改革のめどがあかぬのです。畜産局長どうですか。

○政府委員(森茂雄君) 特に卸、小売段階におきます複雑な状況について、よく戸叶先生御存じで感服しておるわけでございしますが、私どももいたしまして、今回小売価格その他の価格改訂にあたりまして、いろいろこの問題については考えさせられたわけでございします。今後牛乳が一そう需要が旺盛になつていく、かつ牛乳の生産の伸びがそれになかなか即応して、私どもといふ状況でございしますので、私どもといふ状況でございします。一例をあげますれば、小売価格につきましても非常に公共的になつておりますし、かつ規格もきつぱりきまるものでございします。で、だんだんと公益的な価格ということになつてくるものだから、業者の協力等も得て、必要によれば認可制というふうなことも考えなければならぬ。ゆる方途を考えて中を洗つていく。かつ政府といたしまして、配給上の小売関係につきましても、融資あるいはいろいろな運搬施設等につきましてもめんどろを見てやるということ、積極的に業者側の反省を求めつつ、私どもといたしましてはできるだけの必要な援助はやつていくこととでなければならぬと思ひます。だんだんのお話全くとく拝聴いたしました。よくお気持も十分私も同感の点が非常に多いわけでありまして、ぜひ努力して参りたいと思ひます。

それから、先ほどのびんの関係でございしますが、○・七%でございします。

○天田勝正君 関連。○・七%というのは、それは年間使つて、そういうこと。つまり単純に一日配達して○・七%なのか、一月なのか、年間でそれだけしか出ないというのか。○・七%だつて……

○政府委員(森茂雄君) 大体六十回転と見て○・七%。

○天田勝正君 二月で○・七%。そうすると、一月一万本で一日に一本もこれがないといふことでしょうか。そういうことだ、一日では。○・七%もちょっと多いな。広口びんになつてから特につけなければならぬ。まあ、いいや。

○政府委員(森茂雄君) もっと精査いたしまして……

○戸叶武君 もうそのびんの問題にも入りまして、びんの問題は前から、もう二、三年前から農林省でもいつているのですけれども、三合びんなり五合びんなり一升びんなりできないものですか、どうなんですか。

○政府委員(森茂雄君) メーカー側で最近二合びんを非常にふやしてあります。やはり消費者の希望とマッチさせて、またメーカー側でも積極的にそういう点を実際上の問題点として常に御意見を伺ひ、また研究しているようであります。

○戸叶武君 とにかくこの牛乳屋といふのは怠慢で、酒屋へ行つてごらんさい。ウイスキー屋だつてびんをいろいろにそろえて商売やつていられるじゃないですか。全く切り捨てごめんでもつて、手前勝手に一合びんだけでやつていて、しかもこういうやり方ですから、これはさつそくもう少し消費者本意にものを考えるようにしてもらいた

い。それから夏場の問題ですが、夏場の問題は、牛乳が足りない足りないといつて各メーカーが自分のなわ張り争いをいつてもやつていられるのですが、この各メーカーが牛乳だけじゃなく、アイスクリームでえらくもうけていいる。これはアイスクリームのもうけといふのは、これは世界中でございまして、これはもう日本ではますますことしあたりアイスクリームが伸びる。だんだん子供の嗜好がかわつてきて、われわれの育つた時分はあめ玉なんか喜んでいたが、このごろはいなかにやつてもとにかく子供はアイスクリームと云つて、外国並になつてきて、私は、ことしなにかいへん争いで、そしていろいろなメーカー間における紛争、その間に酪農協同組合のボスがしたまふところ工合を肥やすというふうなできごとができると思ふのです。が、今までのこの夏場におけるところの牛乳騒動というのがあるようですが、農林省のほうではそういう問題で手をやいたようなことはないですか。

○政府委員(森茂雄君) 毎年夏場になると、全国どこかで集乳合戦が勃発するわけでありまして、勃発するといふまでも、なかなか関係団体で話してももんちゃくになつてなかなか解決できないという問題であります。方々で勃発しておりますけれども、大体收拾されるようございしますが、昨年経験いたしましたのは、岩手県における不二屋の進出に伴うその他の会社あるいは経済連等の関係であります。知事以下努力いたしまして、私どものほうの課長も乗り込みましてどうやら解決したわけでありまして、私どももいたしましては、県単位ごとに極力問題を上に上

といひますか、オープンにいたしまし
て、個々のメーカーと個々の一農家ま
のですか。この間主婦連の奥さん
○戸叶武君 さつき加工乳五といつ
生産農民に還元するなどの考へ、

といいますが、オープンにいたしまして、個々のメーカーと個々の一農協単位のヤミの奨励等は極力なくして、冬場になっても安定した収益を得るよう、広場で公開の取引契約等を結ばせていくという考え方であります。このまた夏、相当の天候が続きますればそういうことが行なわれますので、特に新しく進出する——一定の集荷業者のきまっているところに新しく進出する場合に、値段等とからんで混乱が起きるわけでありまして。酪農民が安定して長く相当の価格を享受できるといふこととあればまたともかくも、一時的な集乳というようなことはあとでまた問題が起りますので、私どものほうにいたしましては、公正な立場で極力この問題の円満な取捨にあたっていきたいと存じます。

○戸叶武君 私はここの夏のアイスクリームをめぐるところのこの夏の陣というものはたいへんな争いになると思う。世の中が非常に手前勝手になつて、とにかく野球の選手から、タクシーの運転手からスカウトが始まったように、この商業戦争の中において、これは非常な派手な私は商業戦争が展開されるのじゃないかと思うので、こういうことを中心として、しかもこれを理由として、だんだん牛乳の値が上がつて、生産者の手にぐつと率が高まっていくなればいいが、今のようなやり方で、結局はしわ寄せは消費者にきて、牛乳の値段を高くする。高くするだけじゃなく、まともな牛乳が飲めない。皆水が入ったような牛乳だけ飲まされて、しかも——そこで承りたいのですが、東京で一休まともな牛乳はどのくらい各戸に配達されているのですか。この間主婦連の奥さんの——いや、あれは市川さんの主張でも、東京では加工牛乳のほうが多くなつたというふうな意見もあつたようですが、農林省のほうでつかまえている統計の数字ではどうですか。

○政府委員(森茂雄君) 東京では普通牛乳が三、その他加工乳飲料と申しますか、その部分が二、それからホモとかいろいろ強化しております加工乳が五であります。

○戸叶武君 強化牛乳というのですか、あれは全国は幾ら……。

○政府委員(森茂雄君) 全国的に言いますと、こまかい数字で言いますと、市乳普通牛乳が五三・七%、それから加工乳が三一・六%、それからさつき安田さんからお話の出ましたコーヒート牛乳と総称して言っておりますが、乳飲料、それが一四・七%、四大都市でこれを言いますと、割合は変わつてきます。四大都市突っ込みで普通牛乳が三九・四%、それから強化しているホモとかいろいろ牛乳がございまして、加工乳、これが四〇・五%、それからコーヒート牛乳等の、乳飲料と称してありますが、それが二〇・一%の概況であります。

○戸叶武君 乳飲料というのはどんなものですか。

○政府委員(森茂雄君) 先ほどのコーヒート牛乳とか、そういう色をつけた色物、通称色特と私も称しておりますが、そういうものであります。

○戸叶武君 それから、強化牛乳というふうなのは加工乳の中に入っているのですか。

○政府委員(森茂雄君) そのとおりであります。

○戸叶武君 さつき加工乳五といつた……さつき、どういふふうに言いましたか。加工乳の、強化牛乳と称するものはそれはどのくらいですか、東京都の場合。

○政府委員(森茂雄君) 最近加工乳が伸びておりまして、五といったのは五〇%です。三、五、二と申しましたが、四大都市は約四〇%近い三九・……。

○戸叶武君 東京では五〇%ですか。

○政府委員(森茂雄君) に近づきつつあるといふこととございます。

○戸叶武君 要するに、高いやつを飲まなければ配達してくれないですよ。もう二十一円ですよ、売りつけられてるのは。だんだんこの調子で、何とかとか口実をつけて、しかも五〇%になつていく。私がまじめに普通牛乳で論じていても、今度は普通牛乳の十六円だけじゃなくて、とにかく二十一円だ何だというのは五〇%になつてしまふという状態では、またこの論議の対象が違ふ。これはえらいことになつていきますよ。やはりこの機会に私はほんとうにこの法案の問題をめぐつて、法案をストップしてもいいから、ひとつメスを入れたいとメスを入れる機会がなくなつてしまふ。これはみんな大衆に関係があるのですよ。大衆の迷惑をかまわないで、この法案を通すというなら別だ。

それからも一つ、やはり国会だけでもせめて、森さんにだけ重荷を背負わせて、とにかく声明することは、おそらく河野さんの心臓でも声明はできないだらうけれども、国会くらいは超党派的な申し合わせで、とにかく牛乳の流通機構の矛盾を是正するために、は、市販で卸される半値はとにかく、

生産農民に還元するだけの考え方、これは世界各國の、インターナショナルの時代です。貿易自由化が唱えられてる時代です。あるいはILOの批准が問題になつてくるときです。こういうときに、日本だけ特殊な関係でいつまでも農民がばかにされていくというふうな状態でもつて畜産奨励を——一体農民のための畜産奨励が何か、それは論議していればおかしなやつてしまふ。ほんとうにメーカーや古い形の配給のボス組織を太らせるための畜産奨励、ほんとうに生活に困つたところの農民のためになるのか非常に疑問になつてしまふ。私は今の五〇%のことを聞いて、やはり奥さんや市川さんが家庭の主婦の声を代表して、非常に予算委員会その他警鐘を乱打した気がわかつくと思う。これはどういふ形かひとつ、農林省にぶつけてみて、森さんの上手な答弁ですつかり逃げられてしまつて、これは逃げるのも無理はないので、森さんにだけかぶせるのはどうかと思う。これは与野党とも農林委員会が責任を持つて、もつと今のような主食にかわりつつある牛乳の流通機構の矛盾の是正に對してどういう処置をとつたらいいかという基本的なかまえを出さないで、農民や末端の消費者からも非常なうらみをかうと思う。そういうことを無視して、そういうことをこの機会に片づけないで、この法案をとりあえず上げるといふなら、与野党の責任においてどんどん進めていただきたい。これは天下に訴えてはんとくに生産者と消費者の声からはさみ撃ちされて、世論の制圧によつてこの問題を片づけるより仕方がない。国会もたよれない、政府もたよれない

という声が生産者なり消費者から出てこなければ片づかないほどの大問題ではないかと思うのですが、その前に、まずわれわれは選挙民、国民から選ばれて出てきている国会議員なんだから、特に選挙前にしている参議院においては、参議院の良識においてこの問題に四つに組むといふかまえを示してくれたか、示してくれなかつたかといふことがはつきりするいいテストになりますから、この際委員長を初めとして、なおかつ慎重審議をやるか、この際とにかく政府の要望に従つて、とにかく何でも上げてしまふという形でもかり通つてしまふか、この問題はほんとうに政党政派を抜きにして考えなければならぬ問題だと思ひます。これを私は森君に言うのは無理だから、ほんとうに自社党首の話し合いなり何なりでやらなければ、私のほう、私だけにでなく、これは真実を生産者と消費者に訴えて、やがて生産者と消費者の声を通じて私はこの政治をゆさぶるという形を、国会で破れたら処置を講じた。私はこのように考えます。

○政府委員(森茂雄君) 夏の集乳合戦、もちろん私たちもそういうことが起こらないように注意はいたしております。ただ、市乳の問題は非常に酪農民の、特に手取りの原料乳の問題よりも、最近における集乳は集乳県を拡大して参りまして、先ほどのお話のように、岩手県まで集乳県を伸ばしていきというふうな傾向になつております。したがって、畜産当局といたしましても、特に市乳についての需給調整のために、酪農に関する関係会議あるいは県に對する協議会の経手新しく組みまして、国といたしましては積極

的に生産者団体に呼びかけまして、生産者が一丸となって共販体制を本年度展開いたそうと考えておるわけであります。いずれにいたしましても、生産者が個々のメーカーと、あるいは生産者団体の組合長だけが個々のメーカーの末端と接するおとでは、問題がいつまでも解決しないと思ひます。そういう意味におきまして、メーカー側と生産者団体に對しまして、特に生産者団体には共販体制、共販出荷という態勢を立てるよう、特に予算措置、行政措置で展開いたしたいと思ひます。御注意の小売の關係につきましまして、私も十分東京都の中まで入つていきまして、また各県知事等に要請いたしまして、十分目標としたしまして流通の合理化をはかろうと思ひます。価格問題につきましまして、現在の末端の關係で必要がありますれば現在の組合員等の協力は得られないという事になります。やはりある程度、ものによりましては、特に牛乳等によりましては認可制でもとつて、そうして家庭の配給の價格の公正化ということにつきまして、やはり、組合同志でも山猫といひますか、個人的な立場のものでもどうしてもある場合があるもので、もの的重要性に應じまして、私も指導で徹底しては参りますけれども、なお、その指導が徹底しないということになりますれば、そういう制度も考えなければならぬかと私も考へております。一生懸命で努力するのでございまして、よろしく本法案の通過に御協力願ひたいと思ひます。

○委員(橋原茂喜君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(橋原茂喜君) 御発言もございませぬけれども、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

○委員(橋原茂喜君) 御異議ないと思ひます。よつて、本案の質疑は終局いたしました。

○委員(橋原茂喜君) この際、農林水産政策に關する調査のうち、農林畜水産關係物資の國道貨物運賃等に関する件を議題といたします。

本件について質疑の御要求がございします。順次御発言を許します。

○委員(橋原茂喜君) 農林水産物の輸送の問題なんです、聞くところによると、丹那トンネルの事故がその原因だといふことですが、四月四日付で、国鉄總裁名で通牒が出されて、家畜の輸送に使う有蓋車の使用に關して嚴重な、何といひますか、荷作りというのですか、それが指令されたようございします。そのために、目下家畜市場におけるところの牛、馬の値段がかなり安く取引されてゐるということなんです。これに對して国鉄の責任のある方が、お伺ひいたします。大体家畜の輸送運賃は二級を適用しておるのは、家畜専用車に對する料金だと思ふんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(高橋末吉君) ただいまのお話、私初めてお聞きいたしました。なことでございします。うちとわからぬのでございします。家畜車というものがございしますから、お話のよう

に、家畜車によつて家畜は輸送されるのが本體でございしますから、そのようになつておるのではないかと。うふうに思ひますが、専門家でないとちよつとお答えにならないと思ふ次第でございします。

○委員(橋原茂喜君) 大体今牛乳のことでも問題になつたのですけれども、農民は、價格以外の問題で、價格以外の経済行為で非常にしわ寄せを受けておる。たとへば、基にたとへるならば、ヨセでもつて二十目も三十目もいかれておる。今答弁が正確でないのです。その運賃は、家畜専用車を使うことによつて定められた運賃だと思ふ。それを、代用品たる有蓋貨車を使用して不便をかけるという事について、本物の家畜専用車の料金を徴収するといふことは、これすなわち契約違反だと私は思ふ。その上に今度は、丹那トンネルの事故、これは鉄道責任による事故だと思ふんですが、この事故のため、荷主にあたる者に對して非常な高価な角材等をもつて嚴重に有蓋車を家畜車に転用するための費用を出させるという事は、これはどうも合点がいかないことなんです。その上に、家畜の運送に使用した貨車の清掃消毒といふものが、従来荷主の責任において行なわれておる。こういうようなことは、農産畜産物の輸送以外にはないことだと私は思ふ。この点も質問したいんですが、専門家がいないとおっしゃるので、一括して質問いたしておきます。そういう清掃消毒といったようなことが農民の責任に帰せられてゐるという事は、どうも合点がいかない。大体本物である家畜専用車によつて値

段を契約してその運賃を払つておる上に、代用品をあてがわれて同じ運賃を支払ふ。その上に今度は、丹那トンネルの事故その他の鉄道責任、国鉄の責任に關する原因によつて、荷主であるところの農民が大きい負担を受けらる。また別問題として、この清掃消毒の費用が農民に転嫁せられておるといふことは、これは別個の問題なんです。これは契約違反というふうなこともなるかもしれないと思ひますが、さらにこの今度の国鉄總裁の通牒によつて、家畜を輸送する場合において、家畜の輸送上におけるところの損害といふものが非常に大きい。さらにこれに上乗せをするところの人間の問題なんです。貨車ですから、一駅に一時も二時間とある場合がある。こういう場合におけるところの上乗りの人間の衛生上の問題等考へる。これは人間の衛生上の問題等考へる問題であると思ふ。こういうようなことが平然として行なわれておる。そして運賃は、運賃という金額はそこに示されておるけれども、輸送上の負担をわち今申し上げるような経済上の負担といふものは、これは公共性のある国鉄のところに、農林省にしても、こういう農林水産物の輸送の問題を解決することに関する限り、これに對して、国鉄当局と農林省側のこれに對する対策というふうなものをお伺ひいたしたい。

○政府委員(高橋末吉君) 前半のほうのことにつきまして、私の考え方をちよつと申し上げたいと思ひます。家畜、特に牛とか豚というふうなものでございします。馬は御承知のとおり、ワムで運ぶのが常態のようになっておるわけにございします。家畜車によつて運ばなければならぬものを、代用のはかの貨車によつて運ぶというものが契約に對して違反というふうなお話もございしたんですが、おそろくこの場合は荷主さんの御了解のもとに別な車を配車するというふうなことでやつておるんじゃないかというふうに考へます。それで、私といたしまして、今お話をございしましたので、国鉄のほうに、掃りましてすぐさういふことを返答させ、審議いたしたいと思ひますが、家畜車を一般貨物のほうにまで運用して総合的に使つておるようになつてゐますので、今お話をございしましたので、家畜車は家畜車に専用にして、今のお話にございしました特殊な費用の御負担——おそろくそれも待つていたんではなかなかな家畜車が配車されぬ、待つておれぬというふうな御事情やなんかで了解というふうなことを行なわれるようなことになりかねないというふうにも推察できます。で、家畜車はおそろく国鉄は六百両くらい保有しておるはずでございします。それを、一般用でなく、家畜の多く動くような所が大体わかつておるわけにございしますから、こういうふうなところに専用運用するようになつたにたいというふうな考へます。

○委員(橋原茂喜君) 荷主の了解を受けて使つておると言われるけれども、そこに問題がある。国鉄というものは、これは専売なので、国鉄を利用せざる限り、生体の輸送ができない。だから、国鉄が家畜専用車が足りないから有蓋

貨車を使用してもらいたいといひれば、民はしょうがないから、やむを得ないが滅らずに衛生的に安全にいける方法で、そのつどこれの存置、さらにこのて金がかかつて、そのために経営上悪

貨車を使用してもらいたいといえ、了解も何もあつたものじゃない。これは至上命令だ。それは農民は聞かないわけにいかない。全くこれは戦後の命令と一緒だ。そういうふうないいかげんな考え方だから困る。農林省としてはどう考えるか。

○政府委員(森田雄吉) 農林省といたしましては、そういう各種の問題につきまして、経済局が主体になりまして常時国鉄と話をいたしております。今回の牛の輸送の問題でございますが、あるいは市場が開かれて牛の売買をやるのでございまして、家畜車を配車していただくのが筋でございますが、地方によりましては、やはり配車が行き届かないという状況になっておるわけでございます。私もいたしましては、配車のためにせつかくの売買される牛が値段が非常に安く売られてしまふというこの御注意でございます。昨日も国鉄当局と連絡いたしましたので、特別に總裁指示で門鉄あたりでも自由のきかないような指示があつたという御注意がございました。で、有蓋車でも、あるいは無蓋車でも一定の保護施設をすれば、輸送上便宜がつく限りにおきまして国鉄に便宜供与方をお交して、農民に、あるいは家畜商に不便をかけないように努力いたしたいと存じます。

○温水三郎君 農民が、すなわち荷主が了解したからといってすましておられてははなはだしく困るので、これはもうそういうことが最も大きな問題点なので、農民というのは人間でないといったような思想があるからそういうことになると思ふ。ほかの荷主だつたらやかましく言うところを、農民はしょうがないから、やむを得ないから、戦後の命令のようにこれを聞いておる。そういう現状を把握した場合に、公共性を持つところの国鉄として、そういう態度が正しいかどうか反省していただかなければならぬと思ふ。だが、その問題は別として、一歩譲って有蓋貨車を使用するというものにしても、もつともそのほかに上乗りの人権の問題があります。家畜専用車だと人間も病気をしないで行けるけれども、有蓋貨車を使つたら、夏なんか一べん行つてきたらほとんど病気になつてしまふ。これは人権の問題です。それは別として、当面の問題としては、国鉄總裁の通牒が出されて、三十頭積めるところを二十頭しか積めないということから、運賃が非常に割高になつておるということ、今までどおりの貨車しか来ないために、積載量が少ないから、いつ積めるかわからないという事情のもとに非常に安く買いたたかれておるという事実がある。大体専門家の意見を聴取してみると、ああいうふうな、ああいう費用のかかる、ああいう変なことをしなかつた、専門的に見て家畜の安全をはかり、丹那トンネルのような事故がでないような方法が別に十分あるものであります。こういうような輸送上の問題について畜産のそういう専門家の意見を聞かないで、ただ単にほのかの貨物と同じように、嚴重に考えればよいという、そういうふうな考え方でやられておると思ふ。この点、専門家の意見を徴されたかどうか、この点が一つの問題。専門家の意見を聞かれなかつたとするならば、早急に専門家の意見を聞いて、安くて積載頭数が減らずに衛生的に安全にいける方法があるはずですから、早急にそれを改める意思があるかないか。

それからも一つの問題は、国鉄におきましては最近九千台も貨車を新造されている。家畜専用車の足りないことはもう何年も前から現象なんだ。この九千台の貨車を新造されるにあつては、何台家畜の専用車を新造されたか。家畜の専用車の新造といふことは、古くは家畜専用車に転用するといふことは何でもないといふことは、その点、そうして将来家畜専用車を新造する予定があるかどうか、その点を質問いたします。

○政府委員(高橋実吉) 国鉄の関係の責任者が出席いたしておりますので、私もたゞいまお聞きするようになつて、帰りました。国鉄のほうに指示いたしました。調査いたしたいと思ひます。

○温水三郎君 ただいま答弁を求めることは不可能のようでありますから質問を打ち切りますが、これに關してはぜひひとつ誠意のある答弁と、かつ実行をお願いして、早急にひとつ答弁をお願いいたします。

○委員(堀内正雄) 委員長より申し上げますが、ただいまの温水委員の御質問の御趣旨は御承知のとおりでありますから、早速に調査をされて、明確なる御答弁が出来ますようにお考えをおきをお願いいたします。

○石谷重男君 企画庁見えております。この農林畜水産物の公共割引の問題につきましては、すでにこの委員会ではしばしばの機会に議論をいたしました。

て、そのつどこれの存置、さらにこの制度を恒久化するということについての強い要望を申し上げて参つておるわけでございますが、いまだに恒久化の実現を見ておられないという状況にありまふことはまことに遺憾千万に存じているわけでありまふ。たしか昨年の十二月の末と思ひますが、六月三十日まで半年間の制度を存置する、こういうことになりました。今日に至つておるわけでございますが、その間におきまして、関係の各省は、企画庁を中心にして、いろいろこの問題について結論を得るということできておられます。そこで、六月三十日と申しましてもやがてくる。すでに関係の各方面におきましては、これが一体どうなるかというところにつきましては、非常に深刻に考へておるような状況もありまふので、その後の状況、検討の進行状況なり、その中間においての検討の結果、こういうものにつきました。どこからでもつけようですから、企画庁のお見えになつておれば企画庁からひとつ状況を明らかにしていただきたいと思ひます。

○説明員(岡村憲吉) 従来行なわれておりました農水産物に対する暫定割引制度が本年の六月末で半年の期限が切れることは承知しておりますけれども、これにつきましては経済企画庁として、一般的に申し上げまして、まづ運賃等の公共料金につきまして値上げをできるだけ抑止していきたいという方針がございまして、それと同時に、現在の国民生活上運輸交通が隘路になつておるという現状もございまして、前向きな輸送力増強につきます。

て金がかかつて、そのために経営上悪化を来たしまして、やむを得ず値上げを認める場合もあり得るというような態度で、一般に公共料金について検討を続けていることは御承知のとおりでございますが、この暫定割引の制度につきましても、ケースは違ひするけれども、同様の観点から物価安定の立場と、それから前向きな輸送力増強のための国鉄経営に与える影響というものを両方勘案していかねばならないと思ひますので、その両面から今後慎重に検討を続けたいと思ひます。

○石谷重男君 昨年の十二月末に延ばされてこの六月三十日ということになつておるわけですが、ところが、その前にも、御承知のように、何回にもわたつて小刻みに延ばされてきた。そのつどいろいろお尋ねをします。となつて、あなたが今答弁されたと同じようなことで、検討々々と言つておられる。六月三十日といふと、もう今から数えて明らかに二カ月半しかない。そこで、そういう通り一べんのこととせよ、これはぜひとも恒久化していただかないと。同時に、今あなたが暫定割引といふことをおっしゃつたけれども、これは国鉄が好んで使用する言葉だ。要するに、暫定的に割引引いたんだから、したがつて、時を得てなるべく早目にそういうものをやめたいんだという国鉄側の主張です。しかし、われわれはそれは考へていない。しかも、こういう制度が相当期間にわたつて存続されておるという事実の上に立つて、しかも、これは恒久化する必要があるという強い主張を私も持っている。そういうことなんですから、もうちょっと何と申します

か、一般的抽象的な検討々々々なしに、あなたの方の検討された中間段階における結果、そういうものを明らかにして、もうわねと、非常にたくさん人間がこの問題に、これは生産者も消費者も非常に広範な問題になる、非常に深い関係がある。こういうことですか、もうちょっと突っ込んだ説明をしていただきたい。

○説明員(農村審議者) 先般農林省のほうから、総合的な物価対策の問題で閣議に御報告になった中にも、こういう輸送面からのコストの引き下げというところに触れられて、他省への要望事項の中で、たしか二つ上げられておりました、一つは輸送力を増強して貨車のまわりなどよくしろということ、二つ目は公共料金をできるだけ値上げを防止しろという、二つの観点から他省への要望事項としてお考えを述べておられましたことを私も承知いたしておりましたので、その御趣旨に沿って、二つの点からこの制度のことについて考えていきたい、こういうふうな考えでおります。

○石谷重男君 ところで、もうちょっと突っ込んでお伺いしますけれども、私どもはこの制度をとかくすみやかに恒久化してもらいたい。そうして、もう長年にわたってこういう問題に対していろいろと議論をする余地をなからしめてもらいたいということも言っているんだが、まあしたがって、企画庁を中心として関係各省で今までのいろいろと御検討になったこの段階におきましては、まだ恒久化の結論は出ないということですか、どうですか。出そうですか。

○説明員(農村審議者) この制度は、

国鉄の公示として出ます制度であることとは、先刻御承知のとおりでございますので、経済企画庁としては関係官庁、国鉄、運輸省、農林省、その辺の考え方を今後とも十分よく聞いて検討を続けていきたいと思っております。

○石谷重男君 ところで、あと二カ月半の中に、そういう私どもがかねて要望している恒久化の結論というものが出る目標で検討しようとしておられるかどうか。

○説明員(農村審議者) われわれは、現在の割引制度は、いわゆる先ほどおしかりを受けましたけれども、暫定という名のもとに半年ずつ限られて繰り返されてきておるという現状をもととして考えておりますので、現在の段階においてはそれを恒久化していく考え方が国鉄にあるのかどうかということもはっきりしておりませんので、今の段階ではお答えできません。

○石谷重男君 国鉄にはあるかどうかじゃない、国鉄にはないですよ。あなたのおっしゃったように暫定の考え方、しかし、暫定の性格というものは、小刻みに延ばしてきたというものじゃないんですよ。これはしっかりと理解の上に立つて検討していただくならば、そういうことじゃない。この制度そのものが暫定的な制度なんだという建前を国鉄はとっておる。しかしながら、それに対していろいろ問題があるものだから、検討々々と言いつつ延ばしてきているという状況、そういう間にあって今さらこれを途中で打ち切られるということになつてたいへんです。したがって、当然これは恒久化すべきだ、そこで問題を取り上げ

た、こういうことです。そこで、十分にこの問題の本質なり成り行きをお考えになった上で、企画庁が中心になって早く恒久化の態勢をとるような結論を出してもらい、こういうことを、これは何べん言っても同じことではないから、強く御要望申し上げておきます。が、しかしながら、やがて二カ月半たつと六月末というふうになる。昨今企画庁が中心になりまして、物価安定のために総合対策というふうなものを立てて、これに対して各省を動員してそれぞれの問題ごとさらさらきめのこまかい対策を立てておられる、こういうような状況があるわけですね。そういうようなものからは少なくともたまたまのやうな問題がこの六月を期して一斉に取りやめられるんじゃない、そんなばかなことはあり得ない、と考えておるんですが、今企画庁がやりにならうとしているこの総合対策の見地から、まああなたの方としてはぜひともこれを少なくとも存続を、六月以降も存続するという必要性というものは、十分お認めになつていただろうと思う。その点につきまして、ひとつはつきりした考えを聞きたい。

○説明員(農村審議者) 冒頭にも申し上げましたとおり、この制度の存続につきましては、狭い意味の物価安定対策の見地から、従来のままの制度を続けていくべきであるか、またもちろん広い意味の総合物価対策にも入るわけでありまして、輸送力増強の立場から、現在国鉄がやっておる五カ年計画を初めとする輸送力増強の計画に対して、経理上どの程度の影響を与えるかという点を両面から今後とも検討していききたいと思っております。

○石谷重男君 ところで、国鉄からは見えておりませんが、運輸省は見えておりますから、ひとつ運輸省の部長に聞きますが、あなたはどの委員会に出た、そうしていただいた問題の件にお触れになったことがあるかないか。非常に数多い機会に、これはかなりよくわかると思うんですが、そこでい

つの場合でありまして、絶対これは前に延ばすにしろ、あるいはどうい

う措置をするにしろ、抜き打ち的に事前には知らさないでやるということとは絶対やめてもらいたいということは今までも要望しております。そこで、国鉄は来月の七日でもって終了する。それからそれ以後は閉会になるわけですね。それからこの問題もこの国会の場で直接にいろいろやるということはその多数

くない。しかも、六月三十日というのは国会の閉会中にその危険がくるわけですね。そこで、どういふ事情がござい

ますしやうとも、本来の委員会の審議の経過なり要望というものをあくまでも尊重する、という建前をとられた以上は、さまたざる措置について抜き打ち的なことはおやりにならぬはずである。そのことはお約束できますか。

○政府委員(高橋末吉君) ちよつと抜き打ち的と言いますと……

○石谷重男君 委員会に十分知らしてもらって、委員会で議論してからおやりになつていただくということですか。

○政府委員(高橋末吉君) 抜き打ち的——全然委員会のほうにお知らせしないで継続実施してきておるというふうなことも今までなかったと思

すが。

○石谷重男君 多くの場合に大体そういうふうになるような状況というものが委員会でも確認をしながら延ばされてきたという経緯があるわけですね。少なくとも延ばされるという場合はまだしも、あるいはちょうど国会の閉会中でもあるし、この際やめてしまえなんということがあるといたしますならば、それはたいへんなことになり

ますから、そんなこともやっぱり委員会に成り行きを報告していただきたいが、その結論を出してもらいたい、ということを要望しておるわけですね。

○政府委員(高橋末吉君) 先ほど企画庁のほうからお話がありましたが、この制度の建前をいたしましては、国鉄總裁が事実上実施するということがやられているわけですが、事務柄がわが国全体の経済あるいは国民生活、そういうものに非常に関係が深いということ、今までのお話にもございまして関係の大臣等がいろいろ最終的に検討されまして、国鉄としても国に準ずる機関として実施をしていくというふうな国の経済政策となつた方向で参っておりますので、私がここで約束というわけにも参らぬのでござい

ますが、関係大臣その他ほんとうに重要な物価問題、民生安定といひますか、そういうものと一緒に検討されましてやっておりますのでございまして、そのように御了解いただきたいと思

います。

○石谷重男君 従来の経緯なり、あなたがきよう初めてならば、今御紹介したことが十分おわかりいただいたこと

と思ひますが、あくまでもただいま御要望申し上げたことは、ひとつ中心になつて調整をとつていただくところの企画庁には、すみやかに恒久化の方法において結論を出していただくというのを御要望申し上げておきます。運輸省当局には少なくとも、要するに抜き打ち的に処置をされるということのないようにということ、それぞれ上司にまでお伝えいただきまして、必ず実行していただきますことを強く要望します。

○温水三郎君 名目運賃はいずれにしても、四月四日の国鉄總裁の公示一本で輸送費が三割五分以上上がったことを経済企画庁は御存じですか。

○説明員(松岡亮君) ただいまの公示の運賃につきましては、かねて私のほうも一応、これは御連絡をいただいたわけではないのですが聞いておるのでございます。ただ、それが三割五分上がったかどうかというふうなことについては、まだ確かな事実は承知いたしておりません。

○温水三郎君 名目の運賃以外に、取扱いによつて運賃がはなはだしく上がることもある。今の問題は、家畜列車を使えばいいところを、有蓋貨車を使つて、事故が起つたからといつて、三十頭積めるところを二十頭しか積めない。しかも、荷主の責任、荷主の負担においてさせるという現象が起つておる。さらに今度は、貨車回りが、そうでございまして三分の一減つたと同様の結果を生じてくる、そういうような料金以外の経済的負担をかける。すなわち、運賃を高くするといふようなことは経済企画庁としても十分御承知の上で善処していただきたい。

い、かように考えますが、そういうことはお考えになりませんか。

○説明員(松岡亮君) 今お話の具体的問題については、私も初めて承りましたので、三割五分というお話でございまして、運賃そのものが変わつてゐるということではないとひとまず思うのですが、実際の荷物の取り扱い方法などについて、実質的にどう上がったかというところは、私も一度調査をしてみたいと思ひます。

○温水三郎君 その名目上の運賃以外に、取り扱いがちよつと違ふと非常に運賃が高くなる場合がある、そういうふうなところまで企画庁として十分くみ取つてゐるんかと思ひます。推進していただかなければならぬと思うので、その点も質問申し上げておるので、そこまでひとつ調査を十分して、十分意を用いて計画してもらいたい、こう思ひます。

○説明員(松岡亮君) 先ほど申しましたように、具体的な例について一度よく調べてみます。

○委員(長瀬茂雄君) ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(長瀬茂雄君) 速記をつけて。農業機械化促進法の一部を改正する法律案(閣法第四一四号)を議題といたします。本案につきましては、提案理由の説明及び補足説明等はすでに聴取いたしております。

なお、本案は、十二日衆議院から送付せられ、本委員会に付託せられました。それでは、これより本案の質疑に入ります。

御質疑のおありの方は、順次御発言

をお願いいたします。

○藤野繁雄君 農業機械化関係資料の七ページの「農業固定資本形成の推移」というところで、三十五年度の数字を見てみますと、総金額は二千八百六十億九千万円になっておるのであります。しこうして、これをどういうふうな方面にこの金が使われておるかという点について構成比を見てみますと、農機具が三・四・八％、土地が二・八・七％、建物が一・七・四％、動物が一・二・七％、植物が六・六％、このうち一番金額の多いのは農機具であるのであります。

〔委員長退席、理事石谷憲男君着席〕

そして農機具の比重は、年々増加しつつある状況であるのであります。こういうふうな点から考えられて、いろいろと今度の農業機械化促進法の一部を改正し、農機具の改善に力を入れていかなければならぬと思ひます。この農機具についてはいろいろ問題があるものであります。

まず、農機具で問題になるのは、法律に書いてあるように、農機具の型式の問題であります。この型式が多様多様であつて、それが各メーカー及び全購連というふうなものを通じて入つてくる。そしてその入つてきたところのものは、自分の系統で入つてきたものでなくては修理その他できない、こういうふうな現在の状況なんです。したがつて、その農機具を購入した場合において、ある部分の修理や補修をやる場合においては、型式が違つてゐるか、違つたところの型式のものを応

用することができないために農機具は買つたがあとで補修その他に非常に困つておる。であるから、こういうふうなことをなくするように、型式というものはある程度に制限して、そしてある地方には一定の型式を入れて、どの農家が持つてゐるところの農機具であつても簡単に補修その他ができるような方向に今後進めていかなければ、農家の負担はますます大になつて、改良農機具はいずれでも改良農機具の使用が非常に狭まるという面があると思ひます。政府はどういうふうにお考えになるか、まず、これからお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(斎藤誠君) 御指摘のとおり、最近農村に入りまする農機具の数が増大するに依りまして、いろいろの型式の農機具が入りまされたことは、御指摘のとおりでございます。これは一面におきましては、急速に農機具が伸びたという関係もありまして同時に、農機具の改良、開発の過程におきまして、いわば日進月歩という形で改良され、それが農村に入つていくというふうなことに伴う程度やむを得ない事情もあつたかと思はれるわけでございます。しかしながら、利用者の面から見ますと、はなはだ不便な面も多々あるわけでございまして、今御指摘になりました部品についていろいろに規格が不統一である、いわば部品について互換性が非常に少ないというふうなことから利用者の不便の面でございます。農林省といたしましては、今後におきましては、ある程度普及の台数を見ました農機具につきまし

ては、できるだけ利用者側の便利に沿うようにこれを統一化していくような方向で考えていきたいと思つておるわけでございまして。現在、そのような一つの手段といたしまして、検査制度というものがあつたわけでございまして、この検査制度を通ずることによりまして、従来とも検査にあたりましては、できるだけ部品についての互換性、統一性を保持するようにという意味で努力いたしておつたわけでございまして、この部品については、主として通産省の工業規格、JISと称してありますが、工業規格によつて定められるものが多々あるわけでございまして。そこで、検査等にあたりましては、できるだけJISによるべきものについてはJISを採用した部品を使う、こういうふうなことに努力をいたして参つたわけでございまして、しかし、全体の型自身につきましても、できるだけ互換性が強化されるように、たとえばあるメーカーのものにつきましても、他のメーカーが作った作業機が取りつけられるように、いわば動力部と作業部の取りつけ部分について汎用性があるようにするというようなことについては、特に今後努力すべき点があると思つておるわけでございまして、現に一部そのような方向で検査も進められつたわけでございまして、今申し上げましたようなことを通じて、つまり検査制度によりまして、できるだけ優良な農機具であると同時に、使用者にとつて便利なような配慮も加えて、今後においては検査に留意する、こういう考え方をとおつておるわけでございまして。

ただ冒頭に申し上げましたように、

やはり今後の農業の機械化につきましまして、まだまだ開発、改良する分野が残されておるわけでございます。そこで、どうしてもその間、いわば日進月歩で開発、改良を進めていく過程におきましては、型式の複雑化ということは一面やむを得ない部分もあるわけでございます。今後こういう分野につきましても、優良な農機具を作つて参るというふうな意味において、検査と相待ちまして、今回改正法案によりまして、農業機械化研究所ができました際におきましては、そういう面からの開発、改良についての研究も一段と進めて参る必要がある、こういう見地に立つて今回の法案を提案いたしましたような次第でございます。

〔理事石谷憲男君退席、委員長着席〕

○藤野繁雄君 日進月歩の世の中だから、次から次に機械は変わってくる。機械が変わっていくから、その改良されたところの機械を使用したほうが能力が上がるというふうなことになる。ならば、またその機械を買わなくちゃいけない。そうすると、さっき申し上げましたように、農機具が一番よく金を使つておるのであるが、ますます金を使ひにせわなくちゃできないようになるから、今後私らの希望としては、また指導方針としては、古いところの農機具であつても、ある程度の修理をしたならば、新しいところの型に振りかえることができるというふうな部分もなきにしもあらず、あるいは大部分がそうかも知れません。であるから、そういうふうな場合においては、農家の希望に応じてその古いものを一定の価格で買い上げて、そし

て古いところの部分だけを新しい農機具で、部分品で補充して、そして農家の手に渡るところのものをできるだけ安くする。そういう方法を今後研究していかねばいけないと思つております。こういう点についてどういうふうにお考えか伺いたいと思つております。

○政府委員（斎藤誠君） まあ、小型トラクターに例をとりますと、型式としては二百八十種類くらいございまして、現在実際に市販されているものはその半分程度ではなからうかといわれおります。しかし、この型式の相違に基づいて農家が現実には次から次へ新しく買えるということには必ずしも現状はなっていないようにございまして、ただ当初におきましては、非常に故障が起るかというふうなことで、買いかえを余儀なくされたという面もあるわけでございます。また部品がこわれたというところで取りかえざるを得ないという例もございまして、農林省といつたしましては、これらの機械を購入するにあたりましては、メーカーにアフター・サービスを必ず条件としてやるように、こういうことで一貫して指導をいたしておるわけでありまして、そういう関係もありまして、この農機具については、比較的に取り扱い業者の扱い量のほうが農協に比べて現在までは多くなつておるわけでございます。今後におきまして、このアフター・サービスということについては、絶対に機械化を進める上において、使用者側の便利の上から必要であるという考え方で指導して参りたいと思つておるわけでございます。今、御指摘になりました、かりに新しいものができた場合に、古いものを引き取つ

てもらつて、そしてできるだけ有利なといひますか、経済的負担を少なくして購入できるような措置を考へるべきではなからうか、こういう御指摘でございます。われわれもそのように考へておるわけでございます。現に今まではまだそこまで一般化しておりませんが、だんだん業界におきましても、今先生の御指摘になりましたやり方、つまりこれを下取り制度と申しておりますが、ある程度修理を加えればさらに使えるというふうなものの中にあるので、そういうものはまた安く他のはうに販売もできるという利便もありまして、農家としては新品までいかなくてもセコハンで安く買えるという利便もあるし、それから取りかえ、買いかえる農家から見れば、それだけ負担が少なくて新品に取りかえることもできるというふうな利便もありまして、だんだん業界におきまして、この下取り制度というもののについての研究と、それから実行案が進められておるのでございます。農林省といつたしまして、これらの動きには重大な関心を持つて今後推移を見きわめていきたい、かように考へております。

○藤野繁雄君 それから、農機具は固定資産税が非常に大きいのです。それだから、農機具を現在の制度のままにしておいたならば、償却年限を短縮せなくてはできないと思つておるのです。それで、農機具の償却年限の短縮については新たな構想を持つておられるかどうか、それをお伺いいたします。

税がかかることに相なつておるのでございまして。耐用年数につきましては、三十六年四月に従来の耐用年数を引き下げることにいたしました。たとえば動力耕耘機であります、従来七年であつたものを五年にするというようにいたしました。できるだけ農家の負担の面から、また実際の面から、現実に適応するよう努力をしようというところで、農林省の統計調査部におきまして、固定資産に伴う耐用年数の調査等も進めまして、固定資産税の耐用年数を引き下げる措置をとつたわけでございます。

○藤野繁雄君 さつき、補修の問題を申し上げましたけれども、農機具が日進月歩で改良されるから、二年か三年か使つたら新しいものとかななくちやいけないのです。かえらうというふうなことがなつたら、今までのとんどゼロになつてくる。そうすると、五年で償却していくということだつて、それで、それが新しい農機具にかななくちやいけない場合においては、それを二年でかえたら残りの三年というものは償却ができない。一度に四年分を償却しなくちやならない。こういうことになつてくる。そういうふうなことから考へて、農機具の償却というものはできるだけ短縮していかななくちやならない。また一方のほうにおいては、農機具というものは、これがなくて農機具ができないのですから、すべてこれが根本的に間違ひなんだから、固定資産税を課さないという方針で検討せられておるかどうか。また大蔵省とは、どのような農機具の固定資産税についての考へを持つておられるか、交

渉されたか、その結果を承りたいと思つております。

○政府委員（斎藤誠君） 現在の段階におきましては、やはり一応償却対象物資につかまして、これを全免するといふわけには参らないのではなからうかと思つてございまして、御指摘のよう、実際の耐用年数と税法上の耐用年数と著しく違ふというふうなことがあつたのでは、それだけ農家の負担が過重になるわけでございますので、われわれとしては常にそういう実際に合ふような耐用年数にすべきである、こういう見地でおるわけでございます。

農機具といわず、一般的に農業の生産資材につきまして、固定資産税といわず、他の一般の税制につきましても、できるだけ生産手段でありますから、税の軽減という点については農林省としては一貫して努力いたしておるわけでございます。

○藤野繁雄君 これはさつきも申し上げたように、おそらく現在の農機具といふものは二年と同じものを使ひはしないですよ。新しいものを入れてこないくちやならないのです。それは、現在は新しい農機具を入れてくれなくて、現在の農機具をやつておるところの青年が親の言うことを聞かない。農機具を入れてくれるか、くれないうかが、子供が村にとどまつてゐるか、とどまつていないかの境になつてくる。親子げんかの原因にもこれがなつてくるのです。そういうふうなことで、新しい農機具を入れ、あるいは一年入れて翌年はかえてしまふということになるかも知れない。そういうのにもかかわらず、これは五年だ、五年で償却するのだという期間はあまり長過ぎると

思つてゐる。であるから、どんなこと調査いたしました結果によりまするが二年で使用ができないようになったのでございまして。

思っている。であるから、どんなことがあっても一年で償却する、それでなければ二年で償却するというふうなことになるれば、ほとんど無税と同様なことになってくるから、この償却年限というものを、今日の事態においては少なくとも二年以上で償却するというふうなことはできないから、二年に短縮するということで、局長、御尽力を願いたいと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(斎藤誠君) 農家の立場から見ますれば、償却年数をできるだけ短縮するという必要は、特別に奨励する場合には償却年数を短縮するというような措置もとられておるわけですが、しかし、そのものの性質によっておのずから耐用年数というものがあられるわけでございまして、五年のものがかりに二年で償却した場合においては、あとの三年分については残存価値がそれだけ残って不当に利益を得るということにも計算上は相なるわけでありまして、したがって、農家が実際にかえたということだけに、よってこの耐用年数をどうするということとはちよつと違ふのではなからうかと思われわけでございます。まあ、しかし、実際に農家がそういうことでありますならば、実情に合わせるようにわれわれとしては努力したいと思っておりますけれども、現実に農家がやっておるかどうかというだけで耐用年数を縮めるかどうかというのは、これまた税法上の別の面から検討される面が残されておるに私は思うのでございます。ただ、実際問題といたしまして、藤野先生のお隣の佐賀県で

調査いたしました結果によりますると、耐用年数程度の状態をしておるよう、で、むしろ、なかなか逆に新しいものが買えなくて耐用年数以上に使っておるというふうな事例がありまして、案外に、言われるほどにどんだん二年、三年で回転しておるというふうにも言い切れないのではなからうか。これはもちろん農家により、あるいは地方によつて実情は違ふかと思ひますけれども、金目の高いものでありますならば、おのずからそういう面で制約を受けるのではないだろうかというふうな気もいたします。しかしながら、今御指摘になりました点について、本来は、農機具自身の経済効率をいかに高めていくか、それによつて農民の経済負担を少なくするようにするということが基本と思はれるのでございます。そういう方向で一面指導いたしますと同時に御指摘のような実情がありますならば、われわれとしては実際に合

うような耐用年数に修正するということ、な検討なり努力は今後も続けて参りたい、かように考えております。

○藤野繁雄君 今のお話によれば、僕はたとえば二年と、こう言つたでしやう。二年で償却するやうなことで税金をとられた、しかるにそれは三年使用したというやうなことであったらば、追徴金をとる制度でもいと思つてゐるのです。あるいは五年の期限で償却するということをやつておつたが、二年でなくなつた、そういうふうな場合においては三年分は返納という形で処理してでも差しつかえないと思つてゐるのです。であるから、今後

の問題は、実情に應じて、たとえば五年なら五年としておつたところのもの

が二年で使用ができないようになった場合に、三年分は税金を戻すというやうなことも考えていかなくちゃいけないのではないかと。そういうふうなことにしたならば、新しい農機具が農家に進んで使用されるやうになつてくるのではないかと。これは行政手段でできることなんです。いかがですか。

○政府委員(斎藤誠君) まあ、先生の御見解と若干私の考えとは違ふかも知れませんが、むしろ農林省としましては、堅牢にして耐久性のある農機具をできるだけ普及したい、そういう見地に性能を高めて、従来耐久力検査ということにつきましても十分な施設がなかつたというやうなことから、あるいは人員が足りなかつたというやうなこと、十分な耐久力検査というやうなことも、さらに施設なり人員を拡充することによりまして、もつとも耐久力が高めるやうな、精度の高い検査制度にやつていく。たとえばエンジンでありますならば、連続往來は三時間くらいで一応検査の基準にいたしておりましたが、これを八時間程度に連続運転をやつてみるというようにして合格の基準とすると同時に、精度を高めていくというやうなことにするほうが、むしろ現在においては必要なことではなからうか。農民から見れば、新しいもの、新しいものということでなしに、形は悪くても一番耐久性が強く堅牢である、むしろそういう方向に持つていくやうに、検査につきましてもそういうやうな考え方で臨んでいったらどうであらうかというやうにむしろ考へておるわ

けでございます。

○藤野繁雄君 時間が参りましたから、まだ質問すれば一時間以上あるが……

○委員(橋原茂喜君) この次ひとつおやり願ひます。

本日はこの程度にいたします。これにて散会いたします。

午後五時散会

四月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、農業機械化促進法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月二十九日)

昭和三十七年四月十九日印刷

昭和三十七年四月二十日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局